

I

概 要 編

この条例は、横浜に関わる全ての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現のための基本的施策を定めたもので、障害理解、思いやりの醸成などのソフトの取組と、誰もが安心して利用できる施設の整備というハードの取組の両輪で推進することを基本としています。

「基本的人権の保障とノーマライゼーション」「生活者主体の視点」「市民・事業者・行政による協働」という制定当初からの基本的な考え方に加え、暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念とし、市民、事業者及び行政が一体となって、次世代につなげていくことができるまちを目指しています。

福祉のまちづくり条例（平成 24 年 12 月全部改正）前文

横浜は、開港当時から新しい文化や国内外の様々な人々を広く受け入れながら、独自の文化を創り出してきた。この横浜の文化が福祉のまちづくりに生かされ、昭和 49 年に、高齢者、子ども、障害者等全ての市民が生活し、活動できる横浜市の実現を理念とした福祉の風土づくり推進事業を開始し、今日までの様々な取組につながっている。

近年の少子高齢化や生活様式の多様化など、市民の生活環境は大きく変化し、暮らしが便利になった半面、人と人とのつながりが希薄化し、社会の中で孤立する人が増えるなど新たな課題も生じている。

このような状況だからこそ、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れる風土を大切にしながら、誰一人取り残されることのない社会が求められている。

福祉のまちづくりの基本的な考え方である基本的人権の保障、生活者主体の視点並びに市民、事業者及び行政による協働に加え、暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人が互いに人権を尊重し、個人の尊厳を重んじることを基本理念に、市民、事業者及び行政が一体となってまちづくりを推進し、次世代につなげていくことができるまちを目指し、この条例を制定する。

2 条例・施行規則改正の経緯

(1) 福祉のまちづくり条例及び福祉のまちづくり条例施行規則制定の経緯

横浜市では、昭和49年（1974年）に、地域社会で福祉の芽を育てるための環境づくりとして、高齢者・障害者等への理解や日常生活での市民相互の支え合いの大切さなどを語り合い、学び合う「福祉の風土づくり運動」を開始しました。また、並行して、誰もが日常生活やまちの中の行動において、できる限り同じような活動が保障されるよう、建築物等に対する福祉の観点からの整備を促進するための「福祉の都市環境づくり推進指針」を昭和52年（1977年）に制定しました。これらを、「福祉の風土づくり推進事業」として推進し、ソフト面とハード面を一体として福祉のまちづくり事業を進めてきました。

この20年余にわたる事業の中で、市民と行政の福祉意識は、「考え理解する段階から、ともに体験し、実践する段階」へと進展し、市民の自主的な活動と行政・関係機関を含めたネットワークによる重層的な福祉のまちづくりの仕組みづくりのほか、物的生活環境の整備水準も建築物等施設ごとの整備にとどまらず、道路・交通対策の面的な整備が必要とされるようになりました。

このような経過を経て、平成9年（1997年）3月に、福祉のまちづくりを捉え直し、総合的にまちづくりを推進するため、市民、事業者、学識経験者、行政職員で構成する福祉のまちづくり検討委員会の提言を受けて横浜市福祉のまちづくり条例を制定し、平成10年（1998年）1月に横浜市福祉のまちづくり条例施行規則を制定しました。

(2) バリアフリー法の変遷と福祉のまちづくり条例施行規則改正の経緯

平成6年（1994年）に制定されたハートビル法が平成14年（2002年）に改正され、法令により一定の用途・規模の建築物に対するバリアフリー化が義務付けられるとともに、法に基づきバリアフリーに関する条例を市が制定できるようになりました。これを受け、平成16年（2004年）にハートビル条例を制定しました。

平成18年（2006年）には交通バリアフリー法^{※1}と改正ハートビル法を一本化したバリアフリー法が制定されました。これに伴い、平成19年（2007年）にハートビル条例を建築物バリアフリー条例と名称を改めました。

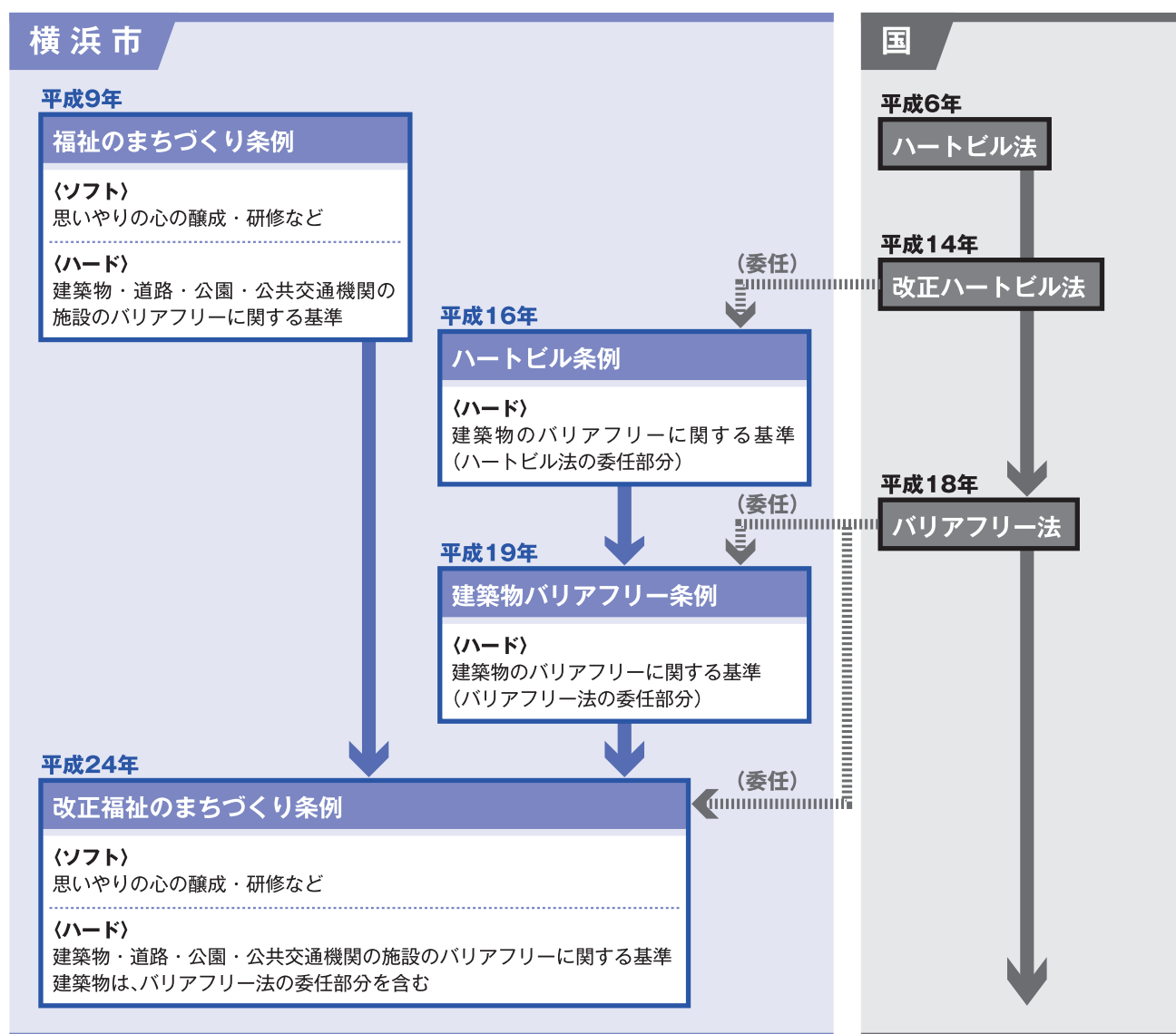
このような法改正に合わせ、平成17年（2005年）と平成20年（2008年）に福祉のまちづくり条例施行規則を改正しました。

※1 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

(3) 福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例 一本化の経緯

バリアフリーの基準については、背景の異なる2つの条例、福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例で規定されてきましたが、横浜市としてより一体的に建築物のバリアフリーを進めるために、また、市民、事業者にとってより分かりやすい条例とするため、平成24年（2012年）12月に福祉のまちづくり条例を改正し、建築物バリアフリー条例と一本化することで、建築物に関するバリアフリーの規定を分かりやすくしました。（平成26年（2014年）1月1日施行）

また、福祉のまちづくり条例の改正に伴い、良質な住宅ストックの形成や、子育て世代への配慮など、大きく変化している社会環境に対応するため、整備基準の見直し検討を行いました。学識経験者や事業者、関係団体、行政職員などで構成される「横浜市福祉のまちづくり推進会議」及び同会議の分科会である「横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会」において検討を重ねたほか、障害者団体等からの意見聴取や市民意見募集を行った上で、平成25年（2013年）7月に福祉のまちづくり条例施行規則を改正しました。



3 条例・施行規則 改正の内容

(1) 福祉のまちづくり条例改正（平成24年12月28日公布）のポイント

前記のとおり、福祉のまちづくり条例は、平成24年（2012年）12月に全部改正を行いました。改正の主な内容は以下のとおりです。

① 福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例の一本化

これまでは、地方自治法に基づく横浜市独自の条例である福祉のまちづくり条例とバリアフリー法の委任条例である建築物バリアフリー条例がありましたが、これを分かりやすくするため、建築物バリアフリー条例を廃止し、福祉のまちづくり条例に一本化しました。

② 福祉のまちづくり条例の理念を条例に明文化

これまで条例に明確に示されていなかった福祉のまちづくりの基本理念を、条例前文に明文化しました。

③ 市民参画の確保を規定

これまでも福祉のまちづくりを進める際には、市民意見募集や障害者団体へのヒアリングを行うなど、広く意見を集めて施策に反映してきましたが、これまで以上に市民、事業者の皆様とともに福祉のまちづくりを推進していくため、市民参画の確保を条例に明確に定めました。

④ 2,000㎡以上の共同住宅について、バリアフリー化を義務付け

これまでは、床面積の合計が1,000㎡以上の共同住宅に対して福祉のまちづくり条例による指定施設整備基準を適用し事前協議の対象としていましたが、新たに2,000㎡以上の共同住宅をバリアフリー法に基づく特別特定建築物に追加し、建築確認における審査対象に位置づけることでバリアフリー化を義務づけました。なお1,000㎡以上の共同住宅については、引き続き事前協議の対象です。

(2) 福祉のまちづくり条例施行規則改正（平成25年7月25日）のポイント

① 建築物全般の整備基準の見直し

条例の一本化に伴い、バリアフリー法に基づく「建築物移動等円滑化基準」を福祉のまちづくり条例施行規則に盛り込むとともに、「指定施設整備基準」の構成を、「建築物移動等円滑化基準」に整合させました。

また、従来の『施設整備マニュアル』に記載されていた整備基準の解説等のうち、遵守すべきものを「指定施設整備基準」に追加し、従来の「指定施設整備基準」のうち最低限遵守すべき整備基準を新たに「建築物移動等円滑化基準」に位置づけました。

② 子育て世代に配慮した設備の規定の追加

子育て世代に配慮した環境を整備するため、乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子・授乳ができる場所・おむつ交換ができる場所を設置する規定を新たに盛り込みました。

③ 共同住宅の整備基準の見直し

「指定施設整備基準」については、共用の便所や駐車場に整備基準を適用するほか、エレベーターの設置基準を見直しました。新設した共同住宅の「建築物移動等円滑化基準」については、バリアフリー法に基づく基準に加え、階段の手すりやエレベーターの音声案内の規定等を追加しました。

④ 福祉のまちづくり条例の用途の区分等をバリアフリー法と整合

わかりやすさの観点から、用語の定義や用途区分等をバリアフリー法施行令と整合させました。

⑤ 「指定施設整備基準」の適用対象の見直し

増築や用途の変更をする場合には、バリアフリー法の考え方に整合させて、「指定施設整備基準」においても既存部分のバリアフリー化を求めることとしました。また、同じくバリアフリー法の考え方に整合させ、視覚障害者誘導用ブロックの敷設や案内設備等、視覚障害に配慮した基準適用を見直しました。

(3) 福祉のまちづくり条例一部改正（令和6年12月25日公布）のポイント

① 基本理念の見直し

障害者差別解消法など関連法の理念や考え方を反映するため、福祉のまちづくり条例の基本理念を「人権と尊厳の尊したまちづくり」に改め、条例の目的を、共生社会の実現に資することに改めました。

② 市及び事業者の責務の見直し

「合理的配慮の提供」が、法に基づき実施されることを前提として、「合理的配慮の提供」を的確に行うために必要な施設の構造の改善、設備の整備、関係職員への研修などを責務として規定しました。

③ 当事者参画の新設

本市が設置する大規模施設等を新築または改修等をする際に、当事者と施設を設置・管理する立場の方が直接、対話できる機会を確保することなど、当事者参画の推進について規定しました。

4 条例と施行規則の概要

(1) 条例・施行規則の構成

福祉のまちづくり条例		福祉のまちづくり条例施行規則	
前文			
第1章 総則			
(第1条～第2条) 条例の目的、定義		(第1条、第2条) 規則の趣旨、定義 (第3条、別表第1) 一般都市施設と指定施設	
(第3条～第6条) 市・事業者・市民の責務・協力・連携			
第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議			
(第7条～第11条) 推進会議の設置、組織、任期等			
第3章 基本的施策			
(第12条～第18条)推進指針の策定、情報の提供・教育の充実、表彰、市民参画の確保等			
第4章 施設の整備			
第1節 特別特定建築物に追加する特定建築物及び特別特定建築物の建築の規模			
(第19条、第20条、別表) バリアフリー法第14条第3項に基づく特別特定建築物の追加と対象規模の引下げ			
第2節 建築物移動等円滑化基準及び整備基準			
第1款 建築物移動等円滑化基準			
(第21条～第24条) バリアフリー法第14条第3項に基づく建築物移動等円滑化基準に付加する事項等		(第3条の2、別表第1の2～別表第1の4) 建築物移動等円滑化基準の具体的な整備基準	
第2款 一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準			
(第25条～第27条) 整備基準、整備基準の遵守等		(第4条、別表第2～別表第9) 一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準の具体的な整備基準	
第3節 一般都市施設及び指定施設の整備			
(第28条～第32条) 事前協議、完了検査、適合証交付等の手続き		(第6条～第8条、別表第10・11) 事前協議等の手続き	
(第33条、第34条) 維持保全、既存指定施設の調査			
(第35条～第38条) 指導・助言、勧告等		(第9条～第11条) 指導・助言等の手続き	
第4節 車両等及び住宅の整備			
(第39条、第40条) 車両等の整備、住宅の整備			
第5章 雑則			
(第41条) 許可の手数料を規定			
(第42条) 規則への委任を規定		(第12条) 身分証明書を規定 (第13条) 規則の施行に必要な事項を健康福祉局長が定める規定	

(2) 各章の概要

見出し

前文

第1章 総則 (第1条—第6条)

第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議 (第7条—第11条)

第3章 基本的施策 (第12条—第18条)

第4章 施設の整備 (第19条—第40条)

第1節 特別特定建築物に追加する特定建築物及び特別特定建築物の建築の規模 (第19条—第20条)

第2節 建築物移動等円滑化基準及び整備基準 (第21条—第27条)

第1款 建築物移動等円滑化基準 (第21条—第24条)

第2款 一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準 (第25条—第27条)

第3節 一般都市施設及び指定施設の整備 (第28条—第38条)

第4節 車両等及び住宅の整備 (第39条—第40条)

第5章 雑則 (第41条—第42条)

附則

前文

福祉のまちづくりに関する基本理念を明文化しています。

第1章 総則

(第1条—第6条)

【目的】

福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定めるとともに、バリアフリー法に基づく規定を定めることにより、施策を総合的に推進し、「人間性豊かな福祉都市の実現に資すること」を目的としています。

【定義】

福祉のまちづくり条例で定める用語以外は、バリアフリー法・バリアフリー法施行令と同じ用語を用います。

【福祉のまちづくり条例で定める用語の説明】

- (1) 福祉のまちづくり：「高齢者、障害者等を含む全ての人が相互に交流し、支え合うとともに、安全かつ円滑に施設を利用することができ、あらゆる分野の活動に参加することができる環境を整備すること」と定めています。
- (2) 高齢者、障害者等：「高齢者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるもの」、及び障害者基本法に規定する「障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者」としています。ただし、第22条から第24条までにおいては、バリアフリー法に規定する「高齢者、障害者等」をいう、としています。
- (3) 一般都市施設：「病院、診療所、学校、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、鉄道の駅、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する部分を有する施設及びこれらに準ずる施設で規則で定めるもの」と定めています。
- (4) 指定施設：「一般都市施設のうち、規則で定める種類及び規模のもの」と定めています。一般都市施設のうち福祉のまちづくりの観点から特に公共性が高い施設を定めています。

【市、事業者及び市民の協力及び連携】

「市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない」と推進手法を規定しています。

第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議

(第7条—第11条)

福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議するため、学識経験者、事業者、関係団体を代表する者、関係行政機関の職員等30人以内で構成する推進会議の設置を規定しています。推進会議は、「福祉のまちづくりの推進に関する基本的な事項について、市長に意見を述べることができる。」としています。

第3章 基本的施策

(第12条—第18条)

【福祉のまちづくり推進指針の策定】

福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる施策として指針の策定を規定しています。指針は次の4項目を柱に策定するよう規定しています。

- 福祉のまちづくりに関する目標
- 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
- その他の重要事項

【情報の提供、教育の充実、調査研究、表彰等】

福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供、教育の充実、学習の支援、調査研究、必要な財政措置、また、福祉のまちづくりの推進に著しい功績のあった者に対する表彰などを規定しています。

【市民参画の確保】

市長は、福祉のまちづくりに関する施策について検討、評価等を行う場合は、事業者及び市民から広く意見を求めるものとしています。

第4章 施設の整備**(第19条—第40条)**

本市独自の事前協議制度や整備基準の他、バリアフリー法第14条第3項の規定に基づく委任規定を定めています。

第1節 特別特定建築物に追加する特定建築物及び特別特定建築物の建築の規模**(第19条—第20条)****【特別特定建築物に追加する特定建築物】**

政令第5条に規定する特別特定建築物に加えて、条例で特定建築物から特別特定建築物に追加する用途を規定しています。具体的には、以下の用途を追加しています。

政令第5条に規定する特別特定建築物にさらに追加している用途

- (1) 学校（政令第5条第1号に掲げるものを除く。）
- (2) 共同住宅
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（政令第5条第9号に掲げるものを除く。）
- (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（政令第5条第11号に掲げるものを除く。）

【特別特定建築物の建築の規模】

政令第9条によりバリアフリー法の対象となる建築の規模（2,000㎡以上（公衆便所は50㎡以上））を条例で引き下げています。具体的には条例別表により規定しています。

- (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの等 / 0 ㎡～
- (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗等 / 300 ㎡～
- (3) 学校等 / 1,000 ㎡～
- (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設等 / 1,000 ㎡～

第2節 建築物移動等円滑化基準及び整備基準**(第21条—第27条)****第1款 建築物移動等円滑化基準****(第21条—第24条)**

政令第10条から第26条の規定に加え、条例で整備基準を追加しています。具体的な構造・配置に関する事項は規則で定めています。

第2款 一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準

(第25条—第27条)

指定施設以外の一般都市施設の新築・増築・改築・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替の際に遵守すべき「一般都市施設整備基準」及び、指定施設の新築・増築・改築・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替の際に遵守すべき「指定施設整備基準」を規定しています。また、既存施設についても整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努める規定を設けています。

第3節 一般都市施設及び指定施設の整備

(第28条—第38条)

【指定施設の整備】

指定施設については、その新築・増築・改築・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替の際に事前協議を義務づけています。また、その他の手続きや施設の維持保全を義務づけています。事前協議を行わずに指定施設の新築・増築・改築・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替に着手した者や、その措置が整備基準に照らして著しく不十分と認められる整備者に対しては「勧告」、「公表」をすることができることを規定しています。

【適合証、表示板の交付】

一般都市施設及び指定施設について、それぞれの整備基準に適合させたときに交付する適合証について規定しています。また、さらに規則で定める整備を行った場合の表示板の交付と掲示を規定しています。

第4節 車両等及び住宅の整備

(第39条—第40条)

公共交通機関の車両等の整備について管理者の努力義務を、また、住宅を供給する事業者には、高齢者、障害者等が安全に利用できるよう配慮された住宅の供給の努力義務を規定しています。

第5章 雑則

(第41条—第42条)

許可に係る手数料を規定するとともに、福祉のまちづくり条例の施行に必要な事項の規則委任を規定しています。

附則

福祉のまちづくり条例の施行について、経過措置等の条例の適用等に関する必要な事項を規定しています。

5 対象となる施設

(1) 施設の種類

① 一般都市施設

条例第2条第2項第3号

条例で定める「不特定かつ多数の者の利用に供する部分を有する施設及びこれらに準ずる施設」のことで、具体的には福祉のまちづくり条例施行規則別表第1に規定されています。以下の②及び③は、すべて一般都市施設に含まれます。

② 指定施設

条例第2条第2項第4号

一般都市施設のうち福祉のまちづくりの観点から特に公共性が高い施設として、福祉のまちづくり条例施行規則別表第1で定める種類及び規模のものをいいます。

③ バリアフリー法対象施設

条例第19条・第20条・別表

(横浜市で追加・対象規模の引き下げをしたものを含む)

「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物」のうち、バリアフリー法施行令で定められた「特別特定建築物」で2,000㎡（公衆便所は50㎡）以上のものがバリアフリー法の対象施設となります。この「特別特定建築物」と対象規模については、バリアフリー法第14条第3項に基づき、各自治体の条例により、多数の者が利用する「特定建築物」を「特別特定建築物」に追加することができ、また、対象規模を引き下げることができます。

横浜市では、福祉のまちづくり条例第19条により、共同住宅等の「特定建築物」を「特別特定建築物」に追加し、第20条・別表において、「対象施設の規模の引き下げ」を規定しています。

(※政令第24.25条により、一部の規定について「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのを「多数の者が利用する」と読み替えて適用させています。詳しくはP.24をご覧ください。)

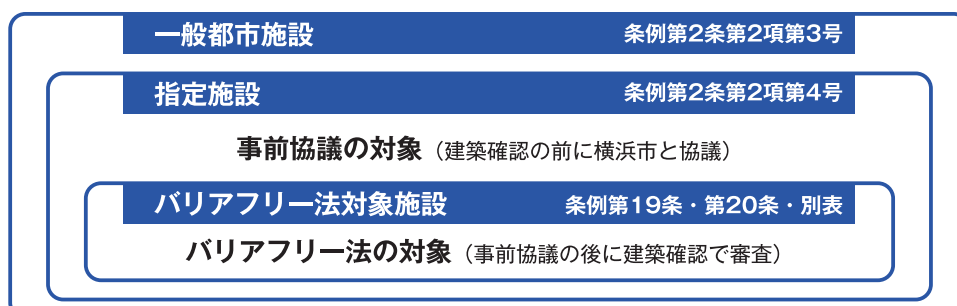


「バリアフリー法対象施設(横浜市で追加・対象規模の引き下げをしたものを含む)」

(以下「バリアフリー法対象施設」という)

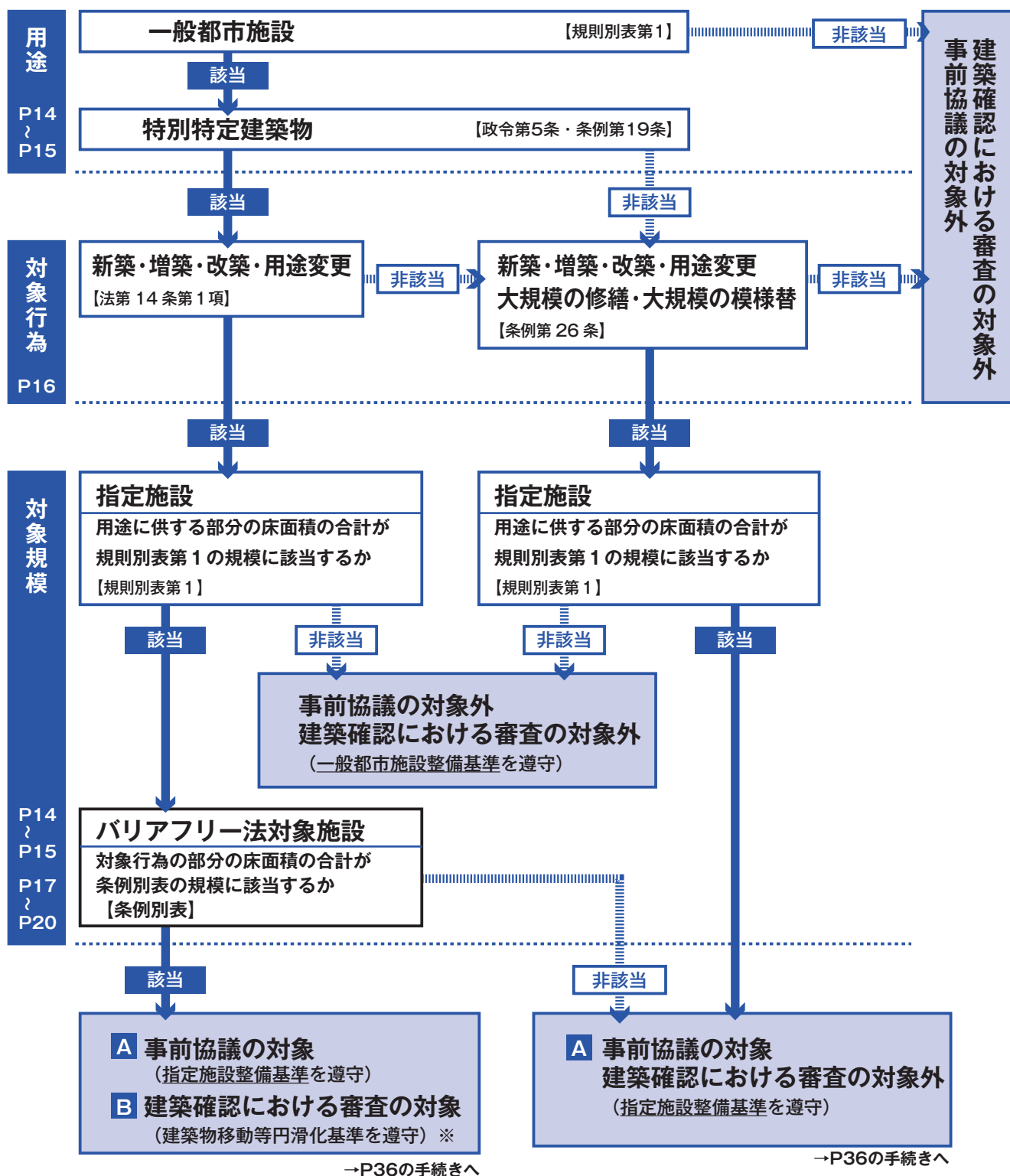
※バリアフリー法対象施設については、建築基準法に基づく建築確認時に「建築物移動等円滑化基準」が審査対象となります。

各施設の関係図



(2) 対象判定フローチャート

建築物の用途、対象行為、対象規模により、事前協議や建築確認における審査対象となるか、下記フローチャートにより判定してください。



A 「事前協議の対象」とは、事前協議において指定施設整備基準の適合について協議する対象であることを指します。

B 「建築確認における審査の対象」とは、建築確認において建築物移動等円滑化基準に適合しているか否かを審査する対象であることを指します。建築物移動等円滑化基準に適合していないと建築基準法の規定により建築工事に着手できません。

※用途変更等、建築確認が不要な場合でも建築物移動等円滑化基準を遵守することが必要です。

(3) 事前協議及び建築確認の対象となる施設の用途と規模

一般都市施設は、規模を問わず、下記の用途全てを含みます。指定施設及びバリアフリー法対象施設は、一般都市施設のうち用途ごとに定められた規模以上のものが該当します。（注：－は対象外を示します。）

	区分	一般都市施設	指定施設 ※1	バリアフリー法対象施設※2
1	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	(1)保健所／(2)税務署／(3)土木事務所／(4)その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 [市役所、区役所、消防署、警察署など]	全ての施設	全ての施設
2	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（認可外保育施設を除く。）	(1)老人ホーム／(2)保育所／(3)福祉ホーム／(4)救護施設又は更生施設／(5)その他これらに類する施設 [認知症高齢者グループホーム、就労移行支援施設、就労継続支援施設など]	全ての施設	全ての施設
3	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	(1)老人福祉センター／(2)児童厚生施設／(3)身体障害者福祉センター／(4)その他これらに類する施設 [児童発達支援センター、老人デイサービスセンターなど]	全ての施設	全ての施設
4	病院	病院	全ての施設	全ての施設
5	診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	全ての施設	全ての施設
6	診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	診療所（患者の収容施設がないものに限る。） [鍼灸院、整骨院、接骨院など]	全ての施設	300㎡以上
7	助産所	助産所	全ての施設	－
8	薬局	薬局 [調剤薬局のあるドラッグストア]	全ての施設	300㎡以上 ※3
9	学校	学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校）	全ての施設	1,000㎡以上
10	自動車教習所その他これに類するもの	(1)自動車教習所／(2)その他これに類する施設 [職業訓練校など]	全ての施設	－
11	博物館、美術館又は図書館	(1)博物館／(2)美術館／(3)図書館	全ての施設	全ての施設
12	博物館類似施設その他これに類する施設	(1)博物館類似施設／(2)その他これに類する施設 [郷土資料館など]	全ての施設	－
13	集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂	(1)冠婚葬祭施設、地区センターその他これらに類する施設（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。） [文化会館、市民ホールなど]／(2)公会堂	全ての施設	全ての施設
14	集会場（全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）	冠婚葬祭施設、地区センターその他これらに類する施設（全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）	全ての施設	1,000㎡以上
15	銀行その他これに類するサービス業を営む店舗	(1)銀行／(2)ガス事業者、電気事業者、通信事業者又は水道事業者の営業所／(3)その他これらに類するサービス業を営む店舗 [農協、証券会社、信用金庫・労働金庫、郵便貯金などの窓口業務を行う施設など]	全ての施設	300㎡以上 ※4
16	理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗	(1)理髪店／(2)その他これに類するサービス業を営む店舗 [美容院、美容院など]	全ての施設	300㎡以上 ※4
17	公衆便所	公衆便所（地方公共団体が設置するものに限る。） ※5	全ての施設	全ての施設
		公衆便所（地方公共団体以外のものが設置するものに限る。） ※5	全ての施設	50㎡以上
18	認可外保育施設	認可外保育施設	300㎡以上	－

区分		一般都市施設	指定施設 ※ 1	バリアフリー法対象施設※ 2
19	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（薬局を除く。）	(1)百貨店／(2)マーケット／(3)その他の物品販売業を営む店舗(薬局を除く。) [ガソリンスタンド、カーディーラー、勝馬投票券発売所など]	300㎡以上	300㎡以上 ※3
20	飲食店	飲食店 [喫茶店、食堂、レストランなど]	300㎡以上	300㎡以上
21	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	(1)クリーニング取次店／(2)質屋／(3)貸衣装屋／(4)その他これらに類するサービス業を営む店舗 [旅行代理店の営業所、ビデオ／CDレンタル店、宅地建物取引業者の営業所、消費者金融営業所、エステティックサロン、動物病院、無人ATM・CDコーナーなど]	300㎡以上	300㎡以上 ※4
22	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	(1)劇場／(2)観覧場／(3)映画館／(4)演芸場	300㎡以上	300㎡以上
23	遊技場	(1)パチンコ屋／(2)マージャン屋／(3)その他これらに類する施設 [ゲームセンター、カラオケボックスなど]	300㎡以上	300㎡以上
24	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	(1)キャバレー／(2)料理店／(3)ナイトクラブ／(4)ダンスホール／(5)その他これらに類する施設	300㎡以上	—
25	公衆浴場	公衆浴場	1,000㎡以上	1,000㎡以上
26	体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設	(1)体育館／(2)水泳場／(3)ポーリング場／(4)その他これらに類する運動施設 [フィットネスジムなど]	1,000㎡以上	1,000㎡以上
27	ホテル又は旅館	ホテル又は旅館 [簡易宿所など]	1,000㎡以上	1,000㎡以上
28	ホテル又は旅館以外の宿泊施設	ホテル又は旅館以外の宿泊施設 [宿泊施設を持つ研修所など]	1,000㎡以上	—
29	展示場	展示場 [モデルルーム、ショールームなど]	1,000㎡以上	1,000㎡以上
30	事務所	事務所 [公園緑地事務所、開発事務所、研修所、研究所、検査所など]	1,000㎡以上	—
31	工場	工場 [清掃工場、発電所、下水処理場など]	1,000㎡以上	—
32	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	(1)学習塾／(2)華道教室／(3)囲碁教室／(4)その他これらに類する施設 [ヨガ教室など]	1,000㎡以上	—
33	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	1,000㎡以上	1,000㎡以上
34	共同住宅	共同住宅	1,000㎡以上	2,000㎡以上
35	寄宿舎	寄宿舎	1,000㎡以上	—
36	地下街	一般都市施設（1の項から35の項までに掲げるものに限る。）を有する地下街の共用部分	全ての施設	—
37	複合施設	一般都市施設（1の項から35の項までに掲げるものに限る。）を有する複合施設の共用部分(36の項に掲げるものを除く。）	一般都市施設の床面積の合計が1,000㎡以上の施設	—
	公共用歩廊		—※6	2,000㎡以上
	車両の停車場		—※7	全ての施設

※ 1：用途に供する部分の床面積の合計 ※ 2：用途に供する部分の床面積の合計（増築等の場合は、増築等に係る部分のみ）

※ 3：バリアフリー法対象施設については、区分「8」「19」をあわせて「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」として扱い、当該用途に供する部分の床面積の合計で対象規模以上か否か判定します。 ※ 4：バリアフリー法対象施設については、区分「15」「16」「21」をあわせて「理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗」として扱い、当該用途に供する部分の床面積の合計で対象規模以上か否か判定します。 ※ 5：公園内に設ける便所については、条例第2条第2項第4号に規定する指定施設である公園に設置するもの限り、建築物の用途を「公衆便所」として取扱います。 ※ 6：「道路」の編を参照 ※ 7：「公共交通機関」の編を参照

注) 上記の用途の区分については、福祉のまちづくり条例における用途の区分であり、建築基準法上の用途と異なる場合があります。

(4) 対象行為

一般都市施設及び指定施設に関しては、条例第26条において、一般都市施設整備基準又は指定施設整備基準の遵守が義務付けられています。また、特別特定建築物についてはバリアフリー法第14条第1項において建築物等円滑化基準への適合が義務付けられています。

一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準の遵守が義務付けられている対象行為	新築、増築、改築、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替
建築物移動等円滑化基準の適合が義務付けられている対象行為（バリアフリー法の対象行為）	新築、増築、改築、用途変更

「増築等」とは

増築、改築、用途変更のことをいいます。

< 参考 >

市域をまたがる場合

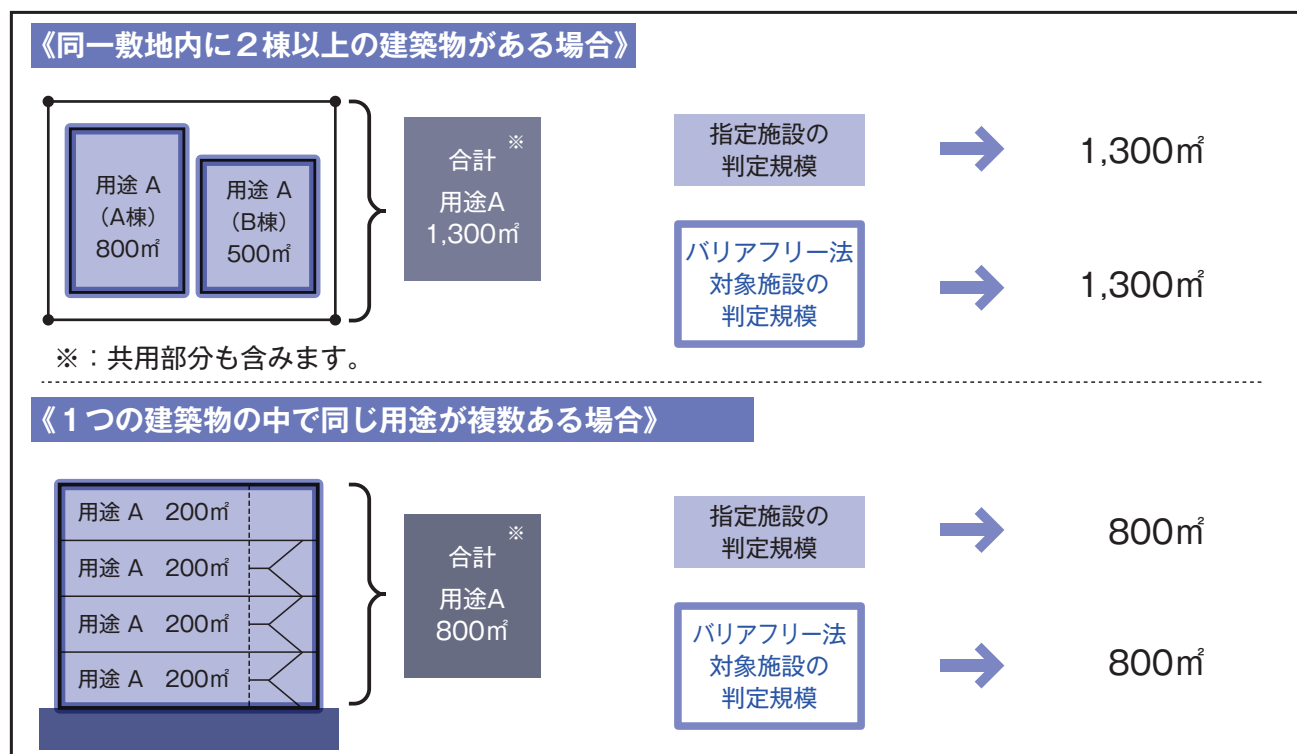
敷地の過半が属する市域の条例を適用します。ただし、敷地や建築物の位置等の状況により判断に苦慮する場合は、隣接する行政庁と協議を行ったうえで判断します。

(5) 対象規模の算定方法

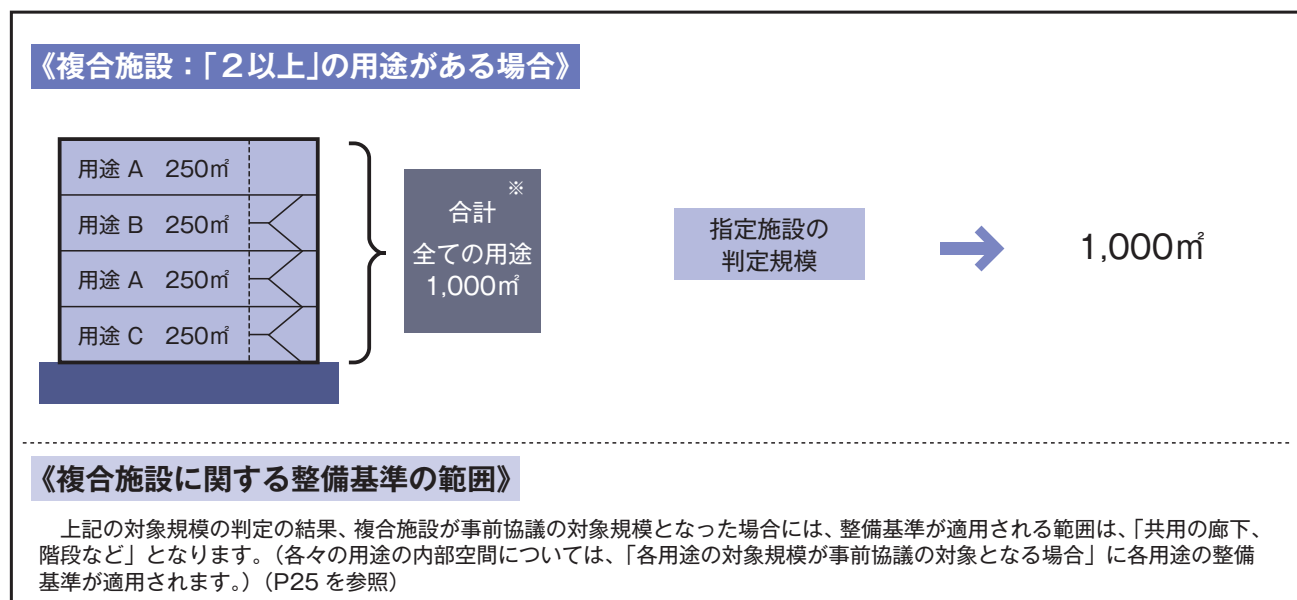
① 敷地単位で面積を算定します

対象規模の算定方法は、「同一敷地内にある同じ用途の床面積の合計」となります。

例えば、同一敷地内に2棟以上建築物がある場合は、建築物は別棟であっても、同じ用途の床面積を合計して、対象規模以上か判定します。また、例えば、1つの建築物の中に複数の飲食店がある場合は、全ての飲食店の床面積の合計で、対象規模以上か否か判定します。



「2以上」の一般都市施設の用途がある場合、上記の判定に合わせて、指定施設の「複合施設」に該当するか判定が必要です。なお、バリアフリー法対象施設としては「複合施設」は特別特定建築物に該当がないため、判定は不要です。



② 増築等(増築、改築、用途変更)では、指定施設とバリアフリー法対象施設で算定方法が異なります

指定施設：用途に供する部分の床面積の合計（既存部分を含む）

⇒増築等の場合、既存部分に同じ用途がある場合、既存部分も含めた床面積を合計します。



※ただし、増築等の場合、別表第9に掲げる整備項目を適用する規模の算定においては、増築等の部分だけの面積の合計となります。詳しくはP33-1をご参照ください。

バリアフリー法対象施設：増築等に係る部分のみの用途に供する部分の床面積の合計

⇒増築等の場合、増築等の部分だけの面積の合計となります。



③ 大規模の修繕・模様替を行う場合の算定方法

指定施設・一般都市施設が対象です。対象規模の算定方法は、大規模の修繕・模様替する用途と同じ用途の床面積（既存部分を含む）の合計となります。

④ 共用部分の算定方法

1つの建物に複数の用途があり、廊下・階段・エレベーター等の共用部分がある場合は、当該用途の専有部分の床面積だけでなく、共用部分の床面積を按分して算入します。

《共用部分の算定方法》

右図の場合、出入口から飲食店部分と物販店舗部分へ至るまでに利用する廊下等の共用部分があるため、飲食店の合計面積 400 ㎡と物販店舗の合計面積 200 ㎡の割合（2：1）で、共用部分を按分して、各部分と合計します。

例）飲食店の対象規模

$$400 \text{ ㎡} + 100 \text{ ㎡} = 500 \text{ ㎡}$$

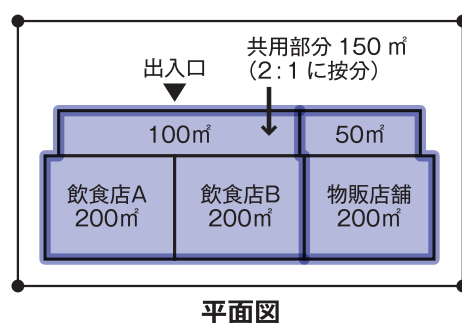
物販店舗の対象規模

$$200 \text{ ㎡} + 50 \text{ ㎡} = 250 \text{ ㎡}$$

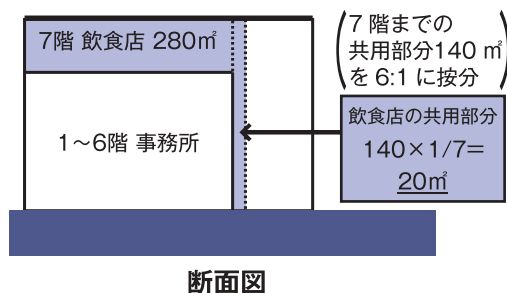
また、ビルの7階部分を用途変更する場合、出入口から7階に至るまでに利用する階段やエレベーター等の共用部分があるため、当該共用部分を共用している1～6階と7階との割合（6：1）で按分して合計します。

例）7階飲食店の対象規模

$$280 \text{ ㎡} + 20 \text{ ㎡} = 300 \text{ ㎡}$$



7階建てビル



対象規模算定方法の具体例

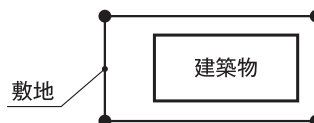
対象規模算定方法の

具体例

条件 飲食店・物販店舗の対象規模：各々 300 m²以上

凡例

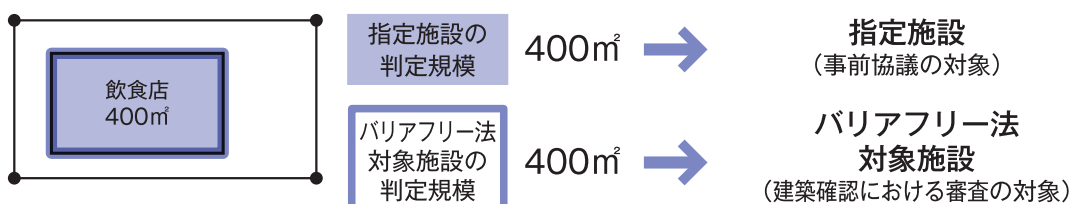
：指定施設の判定のための対象規模の算定範囲

：バリアフリー法対象施設の判定のための対象規模の算定範囲


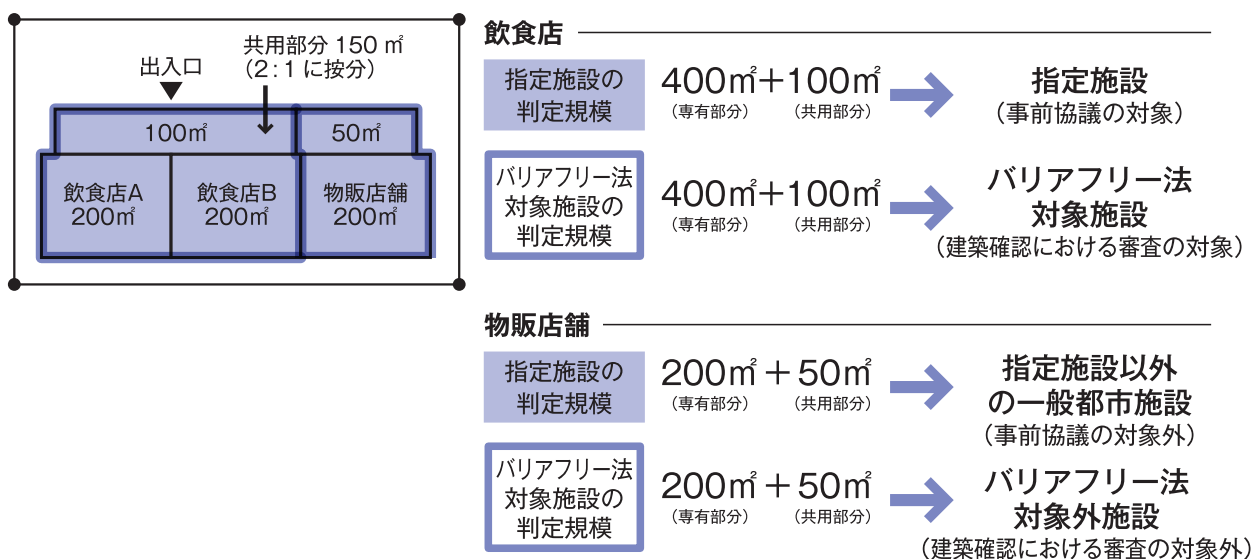
新築の場合

例えば、飲食店・物販店舗を新築する場合は以下のように算定します。

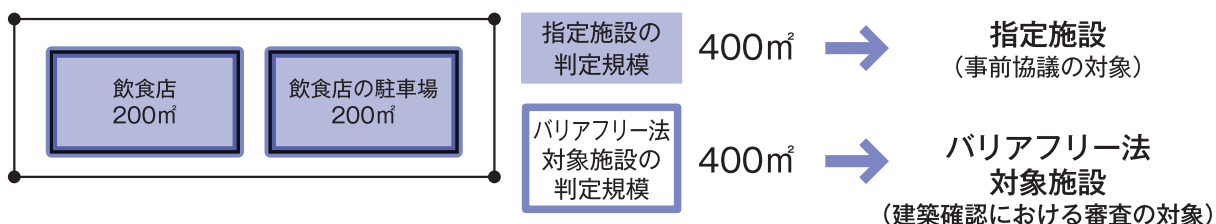
パターンⅠ 1 棟・1 用途の場合：施設全体の床面積で対象規模を算定します。



パターンⅡ 1 棟に複数の用途がある場合：用途ごとの専有部分の床面積と、共用部分の床面積を按分して加えた床面積で対象規模を算定します。



パターンⅢ 2 棟以上の場合：同じ敷地内の同じ用途の部分を含算した面積で対象規模を算定します。



※飲食店用の駐車場は、飲食店に付属するものとして、用途は「飲食店」になります。

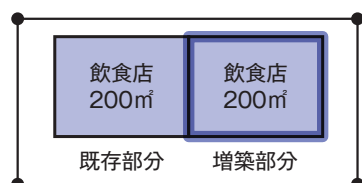
対象規模算定方法の具体例

増築の場合

例えば、飲食店を増築する場合は以下のように算定します。

パターンⅣ 1棟・1用途の場合：指定施設は、既存部分も含めた床面積の合計で対象規模を算定します。

バリアフリー法対象施設は、増築部分の床面積だけで対象規模を算定します。



指定施設の
判定規模

400㎡ →

指定施設
(事前協議の対象)

バリアフリー法
対象施設の
判定規模

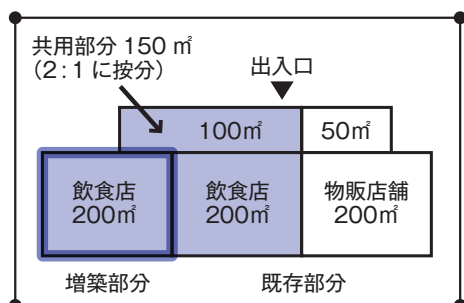
200㎡ →

バリアフリー法
対象外施設
(建築確認における審査の対象外)

パターンⅤ 1棟に複数の用途がある場合：飲食店の専有部分を増築する場合

指定施設は、専有部分の床面積（増築部分＋既存部分）と共用部分の床面積を按分して加えた床面積で対象規模を算定します。

バリアフリー法対象施設は、増築部分の床面積だけで対象規模を算定します。



飲食店

指定施設の
判定規模

400㎡ + 100㎡
(専有部分) (共用部分)

指定施設
(事前協議の対象)

バリアフリー法
対象施設の
判定規模

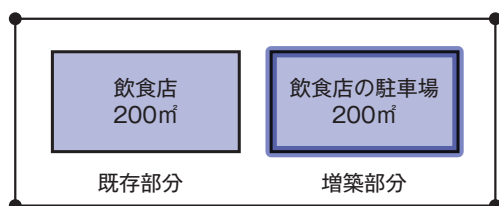
200㎡
(増築部分のみ)

バリアフリー法
対象外施設
(建築確認における審査の対象外)

物販店舗

増築部分がないので、事前協議もバリアフリー法も対象外

パターンⅥ 2棟以上の場合：同じ敷地内の同じ用途の部分を合算した面積で対象規模を算定します。



指定施設の
判定規模

400㎡ →

指定施設
(事前協議の対象)

バリアフリー法
対象施設の
判定規模

200㎡ →

バリアフリー法
対象外施設
(建築確認における審査の対象外)

※飲食店の駐車場は、飲食店に付属するものとして、用途は「飲食店」になります。

6 整備基準の種類と構成

(1) 整備基準の考え方

① 一般都市施設整備基準

条例第25条第2項、規則別表第2

一般都市施設整備基準は、高齢者、障害者等の日常生活における利用促進を図るため、施設を利用する際に必要な要件となる「施設に入ることができること」を可能にするための具体的な整備項目を規定しています。

指定施設以外の一般都市施設は、新築、増築、改築、用途変更、大規模な修繕、大規模な模様替をする場合は、一般都市施設整備基準を遵守しなくてはなりません。

② 指定施設整備基準

条例第25条第3項、規則別表第5

指定施設は福祉の観点から公共性の高い施設であるため、指定施設整備基準は、施設利用に際して基本となる「施設の目的・用途を享受できること」を可能にするための条件として、以下の視点に基づき、整備項目を規定しています。

- ・施設に入ることができること
- ・施設内の水平・垂直移動ができること
- ・施設に一定時間滞在できるための便所の整備が図られていること
- ・施設内がわかりやすく計画され、そのための案内・サインが備わっていること
- ・非常時の警報設備に留意すること

指定施設は、新築、増築、改築、用途変更、大規模な修繕、大規模な模様替をする場合は、指定施設整備基準を遵守しなくてはなりません。また、建築確認の前に事前協議が必要です。

③ 建築物移動等円滑化基準

政令第10条～26条、

条例第21条～第24条、規則別表第1の2・1の3

建築物移動等円滑化基準の整備項目は、政令で規定されている「建築物特定施設」（出入口、廊下等、など）に対して定められています（P.22参照）。具体的な整備項目は、政令に基づく建築物移動等円滑化基準と、バリアフリー法に基づき条例・規則で追加した建築物移動等円滑化基準で規定しています。

バリアフリー法対象施設は、新築、増築、改築、用途変更をする場合は、建築物移動等円滑化基準に適合させなくてはなりません。また、建築確認において確認審査の対象となります。

④ 表示板交付基準

条例第32条、規則第8条、規則別表第11

整備基準に適合している施設の利用を促進するため、表示板交付基準に適合する、よりバリアフリーに配慮した施設には表示板を交付します。

表示板交付基準→P.183

(2) 整備基準の項目

整備基準の具体的な整備項目は以下のとおりです。

一般都市施設整備基準の整備項目	敷地内の通路、出入口
指定施設整備基準の整備項目	①移動等円滑化経路※¹ ②敷地内の通路 ③駐車場 ④出入口※² ⑤廊下等※³ ⑥階段※⁴ ⑦傾斜路※⁵ ⑧エレベーター等※⁶ ⑨便所 ⑩浴室等※⁷ ⑪ホテル又は旅館の客室 ⑫客席及び舞台 ⑬標識 ⑭案内設備 ⑮案内設備までの経路 (以上は建築物移動等円滑化基準との整合を確保) ⑯情報伝達設備(視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備) ⑰情報伝達設備(聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備) ⑱誘導設備等 ⑲附帯設備 (高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に必要なものとして以上の整備項目を設けています。なお本マニュアルでは、整備基準を再掲する形で、⑳乳幼児連れ利用者に配慮した設備、㉑視覚障害者誘導用ブロックの項目を追加しています。)
建築物移動等円滑化基準の整備項目 (政令6条で項目が規定されています)	①移動等円滑化経路※¹ ②敷地内の通路 ③駐車場 ④出入口※² ⑤廊下等※³ ⑥階段※⁴ ⑦傾斜路※⁵ ⑧エレベーター等※⁶ ⑨便所 ⑩浴室等※⁷ ⑪ホテル又は旅館の客室 ⑫客席 ⑬標識 ⑭案内設備 ⑮案内設備までの経路

※1「移動等円滑化経路」

指定施設整備基準及び建築物移動等円滑化基準においては、②以降の各整備項目の基準のほか、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を移動等円滑化経路として規定しています。詳細は「Ⅱ施設整備マニュアル編」の「1 移動等円滑化経路」(P.62)を参照してください。

※2「出入口」

建築物の出入口の他、利用居室の出入口や、車いす使用者用便房の 出入口も該当します。

※3「廊下等」

廊下その他これに類するものを含みます。ロビーやホール、エレベーターの乗降ロビー、階段や傾斜路の踊場で廊下に接続しているものも含まれます。また、便所の中の車いす使用者用便房までの経路及び劇場等の客席出入口から車いす使用者用部分までの経路も廊下等に該当します。

※4「階段」

階段の踊場も含みます。なお、廊下等に段差がある場合は、その段差は階段に該当します。

※5「傾斜路」

傾斜路の踊場も含みます。なお、廊下等に傾斜がある場合は、その傾斜部分は傾斜路に該当します。

※6「エレベーター等」

エレベーターや段差解消機が該当します。

※7「浴室等」

浴室、シャワー室又はそれに付随する更衣室が該当します。

7 整備基準の適用

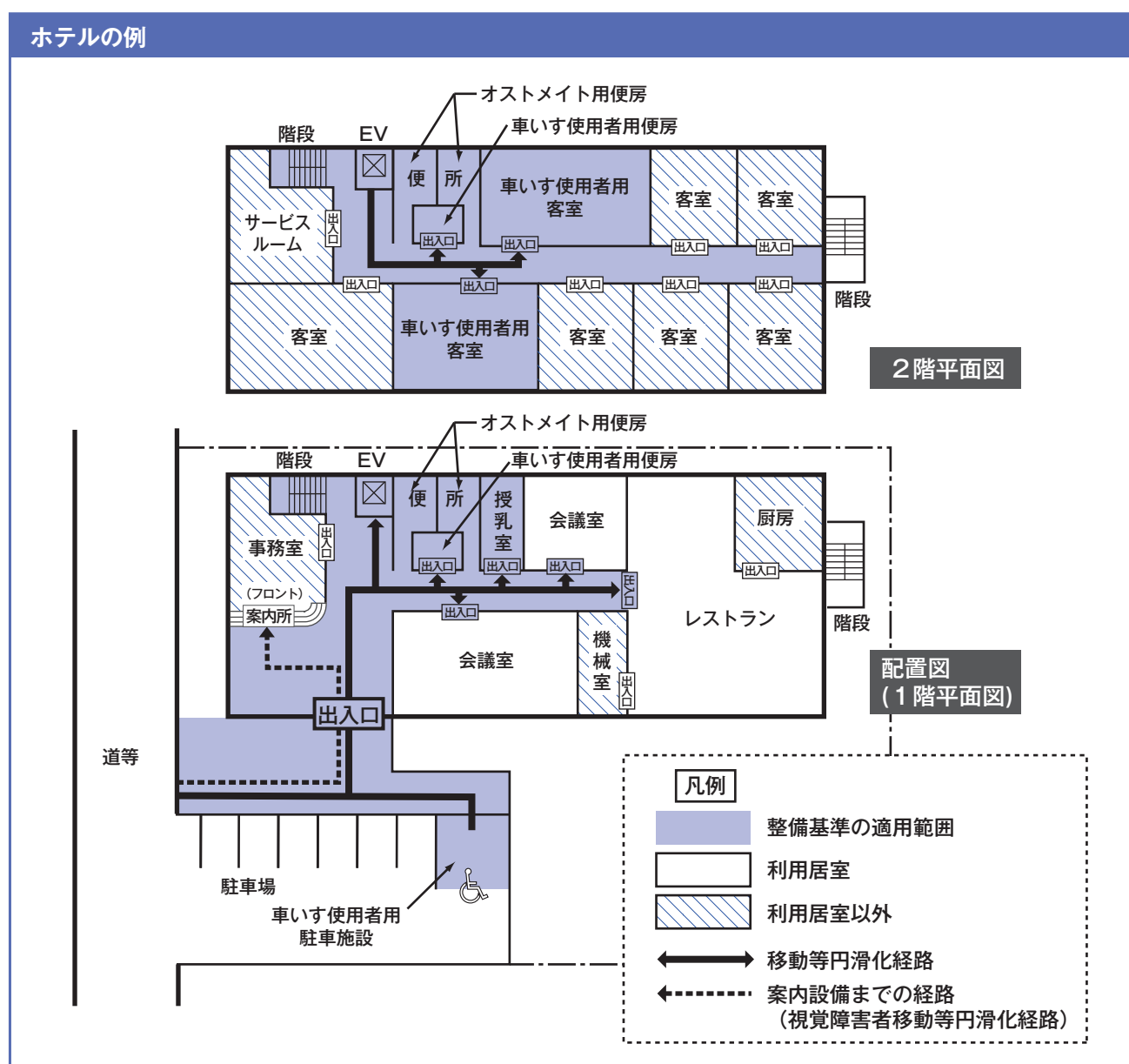
(1) 整備基準の適用の範囲

① 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の場合

整備基準は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」部分として利用居室や利用居室へ至る経路、当該利用者が使用する便所・駐車場等に適用されます。

例えば、下図のホテルの例では、レストラン、会議室など「不特定かつ多数の者が利用する居室」は、「利用居室」として整備基準が適用されます。また、車いす使用者用客室など「主として高齢者、障害者等が利用する居室」も、「利用居室」として整備基準が適用されます。さらに、これらの「利用居室」に至る経路や当該利用者が使用する便所・駐車場等にも整備基準が適用されます。

しかし、厨房、機械室、事務室、サービスルームなどは従業員が使用し、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する施設」にはあたらないため、「利用居室以外」として、整備基準の適用対象外となります。



障害を理由とする差別の解消

平成 28 年 4 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行されました。この法律は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものです。この法律では、行政機関や事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、負担になり過ぎない範囲での合理的配慮（※）の提供を求めています。

また、令和 6 年 4 月に、これまでは努力義務とされていた民間事業者の障害者への合理的配慮が、国の行政機関等と同様、法的な義務として課されるようになりました。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
民間事業者	禁止 してはならない	努力義務 するように努めなければならない → 法的義務 しなければならない (R6.4 月～)
国の行政機関、地方公共団体等	禁止 してはならない	法的義務 しなければならない

また、平成 28 年 4 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（いわゆる「改正障害者雇用促進法」）が施行され、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、障害者が働く際の支障を改善するための合理的配慮の提供義務等が定められ、あわせて 30 年 4 月には法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられ、法定雇用率が引き上げられました。

これらの法律により、障害のある人への配慮が強く求められてきています。このような社会背景を踏まえると、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に定められている整備基準の適用範囲外となる「利用居室の内部」や「従業員のみが利用する事務室」などについても、障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすい空間となるよう配慮することが望ましいと言えます。

※ 合理的配慮

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で、障害のある人にとって日常生活を送る上での障壁を取り除くための配慮を行うこと

●車いす使用者の職員がいる職場での工夫の例●



通路の幅員を広げ業務上必要となる動線を確保する。

《その他の工夫の例》

- ・プリンター：手の届くよう低い位置に設置する。
- ・付箋やペンなど職場の共用品の保管場所：
 - ①通路幅員を広げる。
 - ②保管場所周辺は広めの空間を確保する。

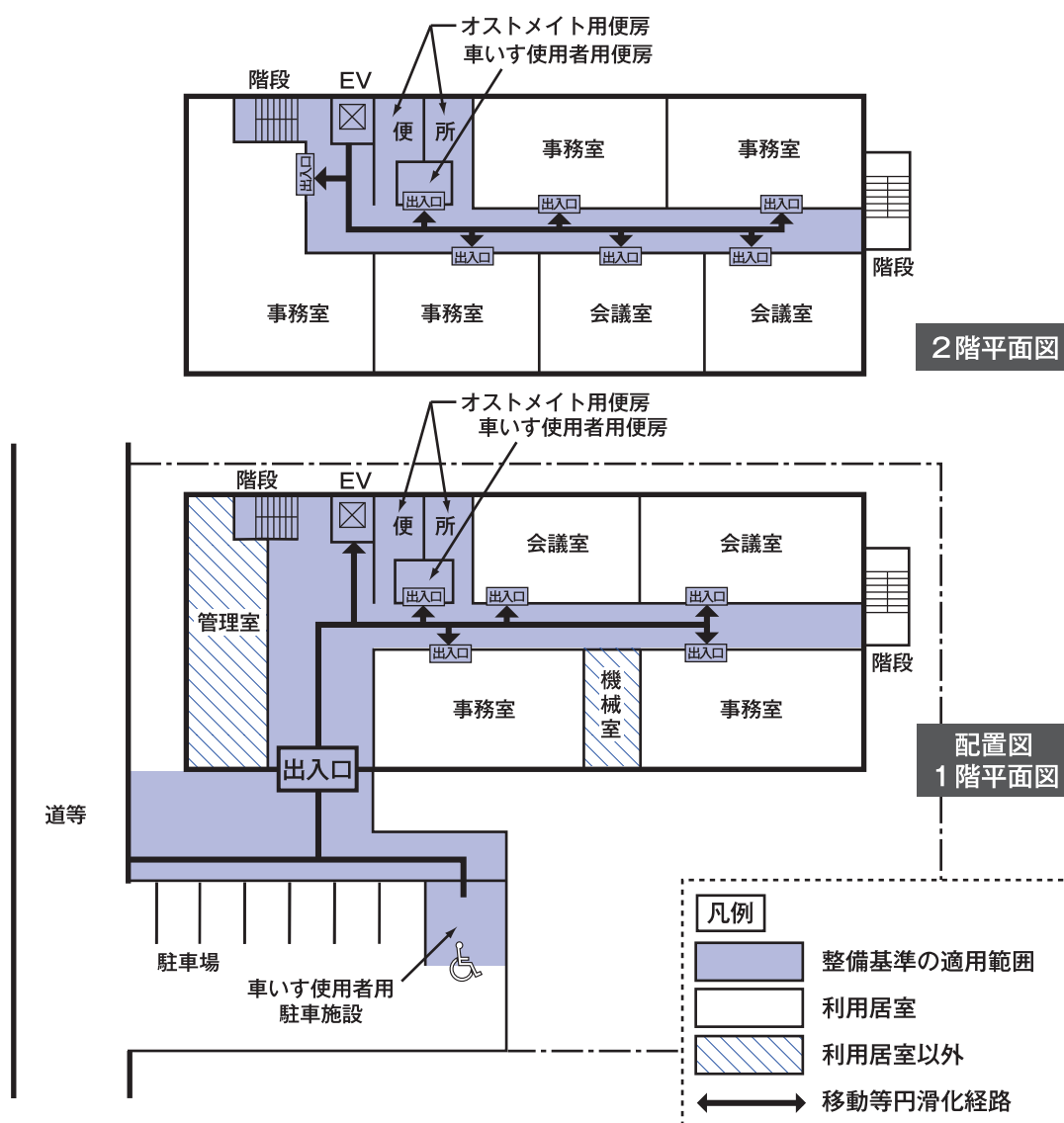
このような工夫例はあくまで一例です。必要な配慮について本人と話し合うことが大切です。

② 多数の者が利用する建築物の場合

事務所、工場、学校（特別支援学校を除く）、保育所、共同住宅等は、整備基準の各規定について、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」という部分を「多数の者が利用する」に読み替えて整備基準が適用されます。（P.26（参考2）読み替えに関する規定を参照してください。）

なお、共同住宅では、居住者が共用で使用する集会室等や共用の便所、来客用駐車場等や、そこに至る経路に整備基準が適用されるほか、各住戸までの経路にも移動等円滑化経路として整備基準が適用されます。

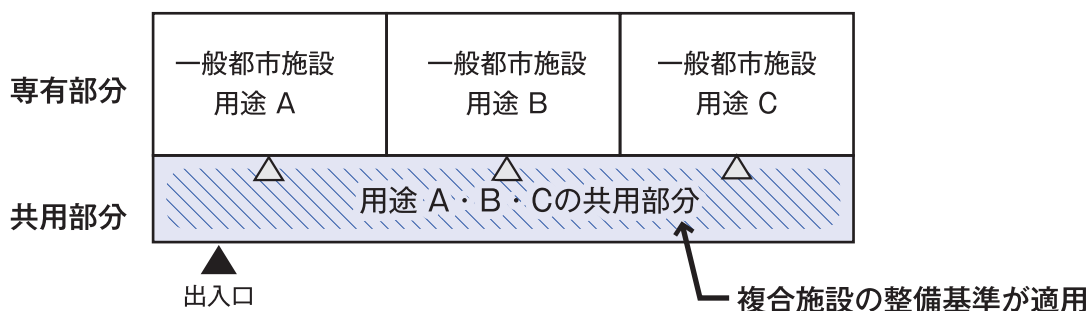
事務所の例



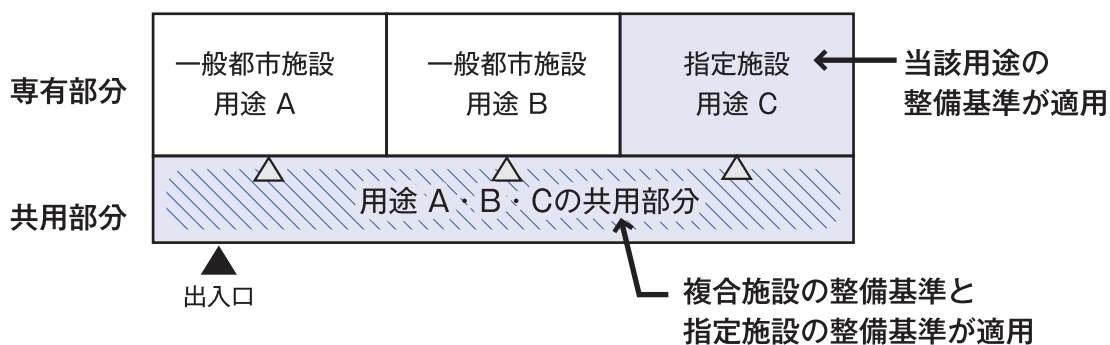
③ 複合施設の場合

1,000㎡以上の複合施設については、各用途の共用部分に、「複合施設の指定施設整備基準」が適用されます。また、各用途が指定施設に該当する場合は、その共用部分に「当該指定施設の整備基準」も合わせて適用されます。

各用途が指定施設に該当しない場合



各用途のうち一部が指定施設に該当する場合



(参考 1) 施設の利用者に応じた用途の例

利用者		店舗・事務所	福祉施設	教育施設	共同住宅等
多数の者が利用	不特定	物販店舗 サービス業店舗 官公署	老人福祉センター、児童厚生施設 身体障害者福祉センター その他これらに類するもの		
	主として高齢者、障害者等		老人ホーム、福祉ホーム その他これらに類するもの	特別支援学校	
	主として視覚障害者		点字図書館	盲学校	
	上記以外 (特定の者が利用)	事務所	保育所 許可外保育施設	上記以外の学校	共同住宅 寄宿舍

※利用状況によって異なる場合があります。

(参考2) 読み替えに関する規定

○バリアフリー法 施行令

第24条 (公立小学校等に関する読み替え)

公立小学校等についての第11条から**第13条**まで、**第14条第1項**、**第17条**、第18条第1項、**第19条第1項**及び前条の規定(次条において「読み替え対象規定」という。)の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第5条第一号に規定する公立小学校等」とする。

第25条 (条例で定める特定建築物に関する読み替え)

法第14条第3項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読み替え対象規定の適用については、読み替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、**第23条**中「特別特定建築物」とあるのは「法第14条第3項の条例で定める特定建築物」とする。

○福祉のまちづくり条例

第23条 (公立小学校等及び条例で定める特定建築物に関する読み替え)

公立小学校等及び第19条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する前条の規定の適用については、同条第3号及び第5号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

○福祉のまちづくり条例施行規則

別表第1の2

(備考) 2 公立小学校等及び条例第19条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物におけるこの表の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第1の4

(備考) 2 条例第19条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物におけるこの表の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第5

(備考) 1 別表第1 1建築物の部2の項(令第5条第9号に規定するものを除く。)、9の項(同条第1号に規定する特別支援学校を除く。)、10の項、18の項、26の項(同条第11号に規定するものを除く。)、30の項から32の項まで、34の項及び35の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第9

(備考) 20 別表第1 1建築物の部2の項(令第5条第9号に規定するものを除く。)、9の項(同条第1号に規定する特別支援学校を除く。)、10の項、18の項、26の項(同条第11号の規定するものを除く。)、30の項から32の項まで及び34の項に掲げる施設については、備考**19**(3)及び(5)中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第11

(備考) 別表第1 1建築物の部2の項(令第5条第9号に規定するものを除く。)、9の項(同条第1号に規定する特別支援学校を除く。)、10の項、18の項、26の項(同条第11号に規定するものを除く。)、30の項、32の項まで、34の項及び35の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

(2) 増築等（増築・改築・用途変更）の場合における 既存部分への適用について

政令第23条

条例第22条、規則別表第9

増築等をする場合は、以下の①～⑥の部分に整備基準が適用されます。

① 増築等に係る部分

増築等を行う部分について、整備基準が適用されます。

② 道等から増築等の部分にある利用居室までの1以上の経路

増築等部分にある利用居室から道等までの経路を移動等円滑化経路として整備する必要があります（※）。そのため、既存部分が移動等円滑化経路になる場合は、既存部分に整備基準が適用されます。（利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路に整備基準が適用されます。）

③ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

増築等を行う階の数及び面積に応じて、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の設置及び「車いす使用者用便房」の設置が必要になります。詳細については、「Ⅱ施設整備マニュアル編」のP99-1～99-4を参照してください。

また、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所がある場合、そのうち1箇所以上は、「オストメイト用便房」を1以上設置する必要があるため、既存部分に整備基準に適合した便房がない場合は、既存便所を改修若しくは増築等部分に基準に適合した便房を整備する必要があります。

④ 車いす使用者用便房から増築等の部分にある利用居室までの1以上の経路

増築等部分にある利用居室から車いす使用者用便房までの経路を移動等円滑化経路として整備する必要があります（※）。この車いす使用者用便房は、増築等部分・既存部分どちらにあるものでも構いません。なお、増築等部分に利用居室がない場合は、道等から車いす使用者用便房までの経路を整備する必要があります。

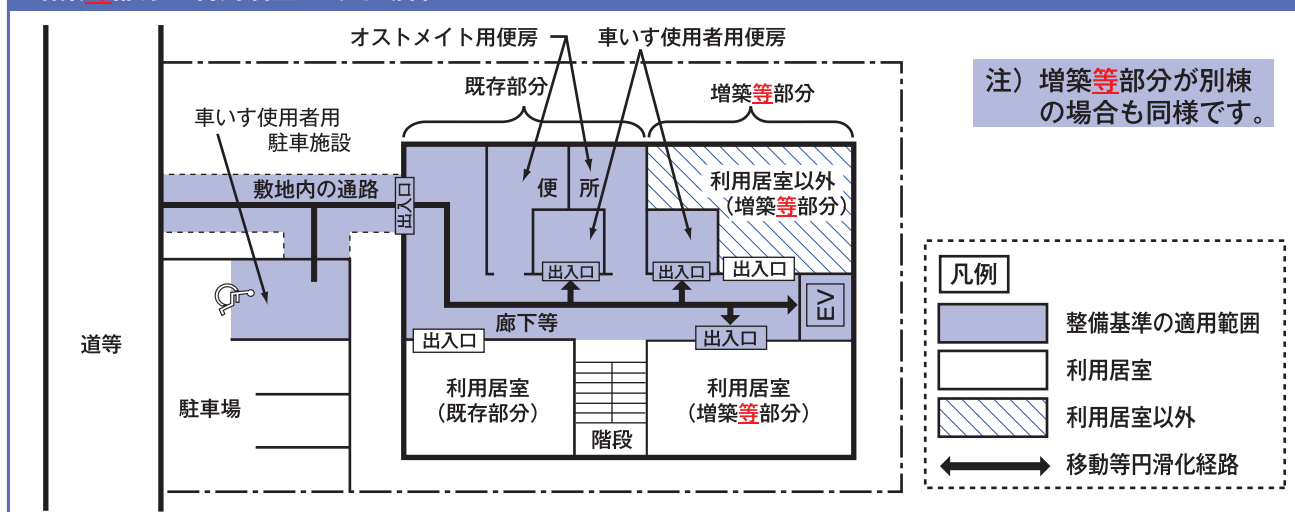
⑤ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

上記の者が利用する駐車場がある場合は、整備基準に適合した車いす使用者用駐車施設を設置する必要があります。

⑥ 車いす使用者用駐車施設から増築等の部分にある利用居室までの1以上の経路

増築等部分にある利用居室から車いす使用者用駐車施設までの経路を移動等円滑化経路として整備する必要があります（※）。なお、増築等部分に利用居室がない場合は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路を整備する必要があります。

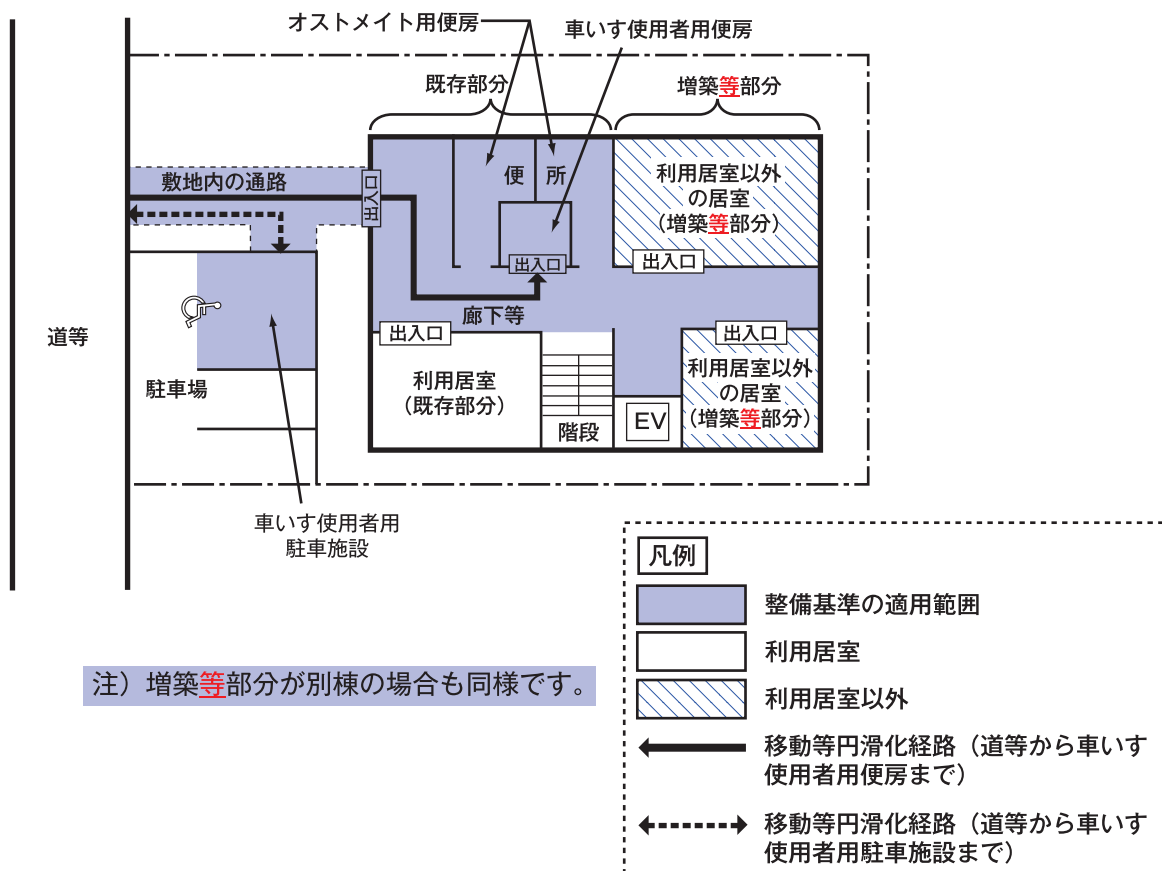
増築等部分に利用居室がある場合



（※）利用居室が劇場等の客席である場合は、車いす使用者用経路を含みます。

増築等部分に利用居室がない場合

増築等部分に利用居室がない場合でも、P.27 の③～⑥が適用される場合は、既存部分に整備基準が適用されます。



(3) 大規模修繕等の場合における適用について

建築物の大規模修繕等をする場合には、当該大規模修繕等に係る部分に限り、指定施設整備基準が適用されます。（規則別表9 備考21 参照）。

(4) 整備基準の項目の適用について

整備基準の具体的な項目はP.22のとおりですが、これらの項目がどのように適用されるかについては、以下のとおりです。

■ 一般都市施設整備基準の適用について

一般都市施設整備基準の整備項目は、指定施設以外の全ての一般都市施設に適用されます。

■ 指定施設整備基準の適用について

指定施設整備基準の整備項目は、指定施設の用途及び規模に応じて、適用される項目が異なります。また、増築等（増築、改築、用途変更、大規模修繕・模様替）の場合の整備項目を適用する規模の算定においては、増築等の床面積の部分で算定します。（規則別表第9）詳しくは、P.29～P.33-1をご参照ください。

■ 建築物移動等円滑化基準の適用について

建築物移動等円滑化基準の整備項目は、全てのバリアフリー法対象施設に適用されます。

規則別表9 建築物整備基準適用一覧 (※1、※19、※21)

区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備項目																				
		1 移動等円滑化経路	2 敷地内の通路	3 駐車場	4 出入口	5 廊下等 (子育て設備の規定を除く。)	5 廊下等 (子育て設備の規定に限る。) ※2	6 階段	7 傾斜路	8 エレベーターその他の昇降機	9 便所 (子育て設備の規定を除く。)	9 便所 (子育て設備の規定に限る。) ※3	10 浴室又はシャワー室	11 ホテル又は旅館の客室	12 客席及び舞台	13 標識	14 案内設備	15 案内設備までの経路	16 情報伝達設備 (視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)	17 情報伝達設備 (聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)	18 誘導設備等	19 附帯設備
1 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	300㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（認可外保育施設を除く。） ※20	300㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	○	○	○	○		○	
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	○	○	○	○		○	
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
3 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	300㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	○	○	○	○		○	
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	○	○	○	○		○	
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○	○	○		○	
4 病院	300㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
5 診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	300㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	※26	○			
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	※26	○		○	
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
6 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	300㎡未満	○	※7		○	※9	※12		○	※7	○	※17			○	※4	※4					
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
7 助産所	300㎡未満	○	※5	○	○	※5	○	※5	※5	○	○	○			○	○						
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	※5	○	○	※5	○	※5	※5	○	○	○			○	○					○	
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
8 薬局	300㎡未満	○	※7		○	※9	※12		○	※7	○	※17			○	※4	※4					
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
		1	2	3	4	5	5	6	7	8	9	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

区分	用途に供する部分の床面積（増築、改築、用途の変更、大規模の修繕（建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）又は大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。）の場合にあつては、当該増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の床面積）の合計	整備項目																				
		1 移動等円滑化経路	2 敷地内の通路	3 駐車場	4 出入口	5 廊下等 （子育て設備の規定を除く。）	5 廊下等 （子育て設備の規定に限る。）※2	6 階段	7 傾斜路	8 エレベーターその他の昇降機	9 便所（子育て設備の規定を除く。）	9 便所（子育て設備の規定に限る。）※3	10 浴室又はシャワー室	11 ホテル又は旅館の客室	12 客席及び舞台	13 標識	14 案内設備	15 案内設備までの経路	16 情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	17 情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	18 誘導設備等	19 附帯設備
9 学校 ※20	300㎡未満	○	○※5		○	○※5		○※5	○※5							○※4	○※4					
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○※5		○	○※5		○※5	○※5		○※17					○※4	○※4					○
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○※13	○	○	○	○	○※13	○		○	○	○	○	○	○	○	○
10 自動車教習所 その他これに類するもの ※20	300㎡未満	○	○※5		○	○※5		○※5	○※5							○※4	○※4					
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○※5		○	○※5		○※5	○※5		○※17					○※4	○※4					○
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
11 博物館、美術館 又は図書館	300㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○※26	○				○
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○※26	○				○
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 博物館類似施設 その他これに類する施設	300㎡未満	○	○※5	○	○	○※5		○※5	○※5	○	○	○			○	○						○
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○※5	○	○	○※5		○※5	○※5	○	○	○			○	○						○
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂	300㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○※26	○				○
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		<u>○</u>	○	○	○※26	○				○
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 集会場（全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）	300㎡未満	○	○※5	○	○	○※5		○※5	○※5	○	○	○										○
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○※5	○	○	○※5		○※5	○※5	○	○	○										○
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 銀行その他これに類するサービス業を営む店舗	300㎡未満	○	○		○	○※10		○※10	○						○	○	○※26	○	○			○
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○※26	○	○			○
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○
16 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗	300㎡未満	○	○※7		○	○※12			○※7													
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	○	○※26	○				
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○※26	○				
		1	2	3	4	5	5	6	7	8	9	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

区分	用途に供する部分の床面積（増築、改築、用途の変更、大規模の修繕（建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）又は大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。）の場合にあつては、当該増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の床面積）の合計	整備項目																				
		1 移動等円滑化経路	2 敷地内の通路	3 駐車場	4 出入口	5 廊下等 （子育て設備の規定を除く。）	5 廊下等 （子育て設備の規定に限る。）※2	6 階段	7 傾斜路	8 エレベーターその他の昇降機	9 便所（子育て設備の規定を除く。）	9 便所（子育て設備の規定に限る。）※3	10 浴室又はシャワー室	11 ホテル又は旅館の客室	12 客席及び舞台	13 標識	14 案内設備	15 案内設備までの経路	16 情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	17 情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	18 誘導設備等	19 附帯設備
17 公衆便所	全ての施設	○	○	○	○	○		○	○	○	○※22 ※23	○	○			○	○	○	○			
18 認可外 保育施設 ※20	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○※5	○	○	○※5		○※5	○※5	○	○		○									
	1,000㎡以上	○	○※5	○	○	○※5		○※5	○※5	○	○		○			○	○					○
19 百貨店、マ ーケットその 他の物品販売 業を営む店 舗（薬局を除 く。）	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○※26	○			
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○	○
20 飲食店	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○※26	○			
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○※26	○		○	○
21 クリーニン グ取次店、質 屋、貸衣装屋 その他これら に類するサー ビス業を営む 店舗	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○		○				○	○	○※26	○			
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○※26	○			○
22 劇場、観覧 場、映画館 又は演芸場	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○※26	○			
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
23 遊技場	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○	○	○※26	○			
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○※24	○	○	○	○	○※24	○			○	○	○※26	○		○	○
24 キャバレー、 料理店、ナイト クラブ、ダン スホールその 他これらに 類するもの	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○※5	○	○	○※5		○※5	○※5	○	○		○									
	1,000㎡以上	○	○※5	○	○	○※5		○※5	○※5	○	○		○			○	○				○	○
25 公衆浴場	1000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○※26	○			○
26 体育館、水泳 場、ボーリン グ場その他こ れらに類する 運動施設 ※20	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○※14	○	○	○	○	○※14	○			○	○	○※26	○		○	○
27 ホテル又は旅館	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○※26	○		○	○
28 ホテル又は旅 館以外の宿泊 施設	1,000㎡以上	○	○※5	○	○	○※5		○※5	○※5	○	○	○	○			○	○				○	○
29 展示場	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○※26	○		○	○
30 事務所 ※20	1,000㎡以上	○	○※5	○※8	○	○※5 ※11		○※5 ※11	○※5	○※16	○※18					○※4	○※4					○
		1	2	3	4	5	5	6	7	8	9	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

区分	用途に供する部分の床面積（増築、改築、用途の変更、大規模の修繕（建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）又は大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。）の場合にあっては、当該増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の床面積）の合計	整備項目																				
		1 移動等円滑化経路	2 敷地内の通路	3 駐車場	4 出入口	5 廊下等 （子育て設備の規定を除く。）	5 廊下等 （子育て設備の規定に限る。）※2	6 階段	7 傾斜路	8 エレベーターその他の昇降機	9 便所（子育て設備の規定を除く。）	9 便所（子育て設備の規定に限る。）※3	10 浴室又はシャワー室	11 ホテル又は旅館の客室	12 客席及び舞台	13 標識	14 案内設備	15 案内設備までの経路	16 情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	17 情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	18 誘導設備等	19 附帯設備
31 工場 ※20	1,000㎡以上	○	○※5	○※8	○	○※5※11		○※5※11	○※5	○※16	○※18					○※4	○※4					○
32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの ※20	1,000㎡以上	○	○※5	○※8	○	○※5※11		○※5※11	○※5	○※16	○※18					○※4	○※4					○
33 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	1,000㎡以上	○	○※5	○	○	○※5		○※5	○※5	○	○	○				○	○					○
34 共同住宅 ※20	1,000㎡以上	○	○※5※25	○	○	○※5		○※5※15※25	○※5	○	○	○				○	○					
35 寄宿舎	1,000㎡以上	○	○※5		○	○※5※11		○※5※11	○※5	○※16												
36 地下街	300㎡未満	○	○※6		○※9	○※12		○※6	○※6							○※4	○※4					○
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○※6		○※9	○※12		○※6	○※6		○※17					○※4	○※4					○
	1,000㎡以上	○	○※6	○※8	○※9	○※12		○※6	○※6	○	○※18					○※4	○※4				○	○
37 複合施設	1,000㎡以上	○	○※5	○※8	○※9	○※5※11		○※5※11	○※5	○※16	○※18					○※4	○※4			○	○	
		1	2	3	4	5	5	6	7	8	9	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

（備考） 表中の数字は、（上段：規則別表第5の整備項目番号 下段：規則別表第1の区分番号）を示します。

※1	○印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の建築物にそれぞれ適用されるものであることを示す。
※2	廊下等の子育て設備の規定とは、5 廊下等(2)キ及びクをいう。
※3	便所の子育て設備の規定とは、9 便所(6)イ(7)及び(4)をいう。
※4	13 標識 及び 14 案内設備に規定する整備基準は、適用しない。ただし、これらの施設が標識及び案内設備を設ける場合にあっては、13 標識及び 14 案内設備に規定する整備基準を遵守しなければならない。 対象区分：6 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300 ㎡未満）、8 薬局（300 ㎡未満）、9 学校（1,000 ㎡未満）、10 自動車教習所その他これに類するもの（1,000 ㎡未満）、30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、36 地下街、37 複合施設
※5	2 敷地内の通路(1)イ、5 廊下等(1)イ、6 階段(1)オ及び7 傾斜路(1)エに規定する整備基準は、適用しない。 対象区分：7 助産所（1,000 ㎡未満）、9 学校（1,000 ㎡未満）、10 自動車教習所その他これに類するもの（1,000 ㎡未満）、12 博物館類似施設その他これに類する施設（1,000 ㎡未満）、14 集会場（全ての集会室の床面積が 200 ㎡以下のものに限る。）（1,000 ㎡未満）、18 認可外保育施設、24 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの、28 ホテル又は旅館以外の宿泊施設、30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、33 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）、34 共同住宅、35 寄宿舎、37 複合施設
※6	2 敷地内の通路(1)イ、6 階段(1)オ及び7 傾斜路(1)エに規定する整備基準は、適用しない。 対象区分：36 地下街
※7	2 敷地内の通路(1)イ及び7 傾斜路(1)エに規定する整備基準は、適用しない。 対象区分：6 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300 ㎡未満）、8 薬局（300 ㎡未満）、16 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗（300 ㎡未満）
※8	3 駐車場に規定する整備基準は、機械式駐車場のみを設置する場合に限り、適用しない。 対象区分：30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、36 地下街、37 複合施設
※9	4 出入口に規定する整備基準は、直接地上へ通ずる主要な出入口について適用する。 対象区分：6 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300 ㎡未満）、8 薬局（300 ㎡未満）、36 地下街、37 複合施設

※10	5 廊下等 ((1) イ及び(2) エを除く。)及び6 階段 ((1) オを除く。)に規定する整備基準は、適用しない。 対象区分：15 銀行その他これに類するサービス業を営む店舗 (300 ㎡未満)
※11	5 廊下等 (2) イ及び6 階段 (1) アに規定する整備基準は、適用しない。 対象区分：30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、35 寄宿舍、37 複合施設
※12	5 廊下等に規定する整備基準については、同項 (2) オに限り適用する。 対象区分：6 診療所 (患者の収容施設がないものに限る。) (300 ㎡未満)、8 薬局 (300 ㎡未満)、16 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗 (300 ㎡未満)、36 地下街
※13	5 廊下等 (2) キ及びク並びに9 便所 (6) イに規定する整備基準は、当該施設が幼稚園の場合に限り適用する。 対象区分：9 学校
※14	5 廊下等 (2) キ及びク並びに9 便所 (6) イに規定する整備基準は、体育館及び水泳場にあつては、当該施設が一般公共の用に供される施設である場合に限り適用する。 対象区分：26 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設
※15	6 階段 (1) キからサまで及び(4) に規定する整備基準は、8 エレベーターその他の昇降機に規定する整備基準を満たしたエレベーター及びその乗降口ビームを設置した場合に限り、適用しない。 対象区分：34 共同住宅
※16	8 エレベーターその他の昇降機に規定する整備基準は、階数が4以上 (専ら倉庫、機械室その他これらに類するものの用に供する階を除く。)の施設に限り適用する。 対象区分：30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、35 寄宿舍、37 複合施設 この場合において、8 エレベーターその他の昇降機 (1) クに規定する整備基準は、エレベーターのかごの幅が 105cm 以上かつ、後方を確認できる鏡を設置した場合に限り、適用しない。 対象区分：30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、35 寄宿舍
※17	9 便所 (4)、(5) 及び (6) アに規定する整備基準は、適用しない。 対象区分：6 診療所 (患者の収容施設がないものに限る。) (300 ㎡未満)、8 薬局 (300 ㎡未満)、9 学校 (300 ㎡以上 1,000 ㎡未満)、10 自動車教習所その他これに類するもの (300 ㎡以上 1,000 ㎡未満)、36 地下街 (300 ㎡以上 1,000 ㎡未満)
※18	9 便所 (6) アに規定する整備基準は、適用しない。 対象区分：30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、36 地下街、37 複合施設
※19	建築物の増築又は改築 (用途の変更をして指定施設にすることを含む。 (1) において「増築等」という。) をする場合には、次に掲げる建築物の部分 (第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれかの経路に係る部分) に限り、別表第5に規定する整備基準を適用する。 (1) 当該増築等に係る部分 (2) 道等から (1) に掲げる部分にある利用居室までの経路 (当該利用居室が不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、車いす使用者用経路を含む。) を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 (4) (1) に掲げる部分にある利用居室 (当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。 (6) において同じ。) から車いす使用者用便所 (3) に掲げる便所に設けられるものに限る。) までの経路 (当該利用居室が不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、車いす使用者用経路を含む。) を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場 (6) 車いす使用者用駐車施設 (5) に掲げる駐車場に設けられるものに限る。) から (1) に掲げる部分にある利用居室までの経路 (当該利用居室が不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、車いす使用者用経路を含む。) を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
※20	備考 19(3) 及び (5) 中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。 対象区分：2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (認可外保育施設及び政令第5条第9号に規定するものを除く。)、9 学校 (同条第1号に規定するものを除く。)、10 自動車教習所その他これに類するもの、18 認可外保育施設、26 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設 (同条第11号に規定するものを除く。)、30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、34 共同住宅
※21	建築物の大規模修繕等 (建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。) をする場合には、当該大規模修繕等に係る部分に限り、別表第5に規定する整備基準を適用する。
※22	9 便所 (5) キに規定する整備基準は、適用しない。ただし、この施設が非常用呼出しボタンを設ける場合にあっては、9 便所 (5) キに規定する整備基準を遵守しなければならない。 対象区分：17 公衆便所 (別表第1 3公園の部公園の項指定施設の欄に掲げる公園又は緑地に設けるものに限る。)
※23	9 便所 (6) ア (イ) に規定する整備基準のうち汚物入れに係る規定は、この公園又は緑地を管理するものが常駐している場合を除き、適用しない。 対象区分：17 公衆便所 (別表第1 3公園の部公園の項指定施設の欄に掲げる公園又は緑地に設けるものに限る。)
※24	5 廊下等 (2) キ及びク並びに9 便所 (6) イ (いずれも別表第11号において準用する場合を含む。) に規定する整備基準は、風営法第2条第1項第4号に規定する営業を行う施設については、適用しない。
※25	2 敷地内の通路 (1) ウ (7) f 及び (6 階段 (1) アにおいて準用する場合を含む。) に規定する整備基準は適用しない。 対象区分：34 共同住宅
※26	15 案内設備までの経路 (1) アの中で、「歩道上から」とあるのは、「道等から」とする。 対象区分：5 診療所 (患者の収容施設があるものに限る。) (1,000 ㎡未満)、6 診療所 (患者の収容施設がないものに限る。) (1,000 ㎡未満)、8 薬局 (1,000 ㎡未満)、11 博物館、美術館又は図書館 (1,000 ㎡未満)、13 集会場 (一の集会室の床面積が 200 ㎡を超えるものに限る。) 又は公会堂 (1,000 ㎡未満)、15 銀行その他これに類するサービス業を営む店舗 (銀行を除く。) (1,000 ㎡未満)、16 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗、19 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (薬局を除く。) (1,000 ㎡未満)、20 飲食店、21 クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、22 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (1,000 ㎡未満)、23 遊技場、25 公衆浴場、26 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設、27 ホテル又は旅館、29 展示場

別表9の整備項目を適用する規模の算定方法の

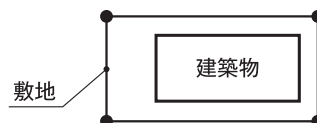
具体例

規則別表9の整備項目を適用する規模の算定方法の具体例

条件 飲食店・物販店舗の対象規模：各々 300 ㎡以上

凡例

- ：指定施設の判定のための対象規模の算定範囲
- ：別表9の整備項目を適用する規模の算定範囲



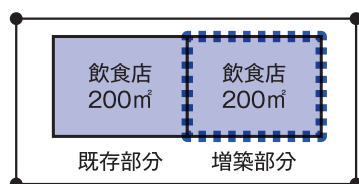
増築等（増築、改築、用途変更、大規模修繕・模様替）の場合、別表9の整備項目を適用する規模の算定においては、増築等の部分のみの床面積で算定します。なお、算定した結果、適用しない規模の増築等であっても、事前協議は必要です。

増築の場合

例えば、飲食店を増築する場合は以下のように算定します。

パターンⅠ 1棟・1用途の場合：指定施設において事前協議の対象となる規模の算定は、既存部分も含めた床面積の合計で算定します。

規則別表9に掲げる整備項目を適用する規模の算定は、増築等部分の床面積で算定します。



指定施設の判定規模 400㎡ → 事前協議の対象

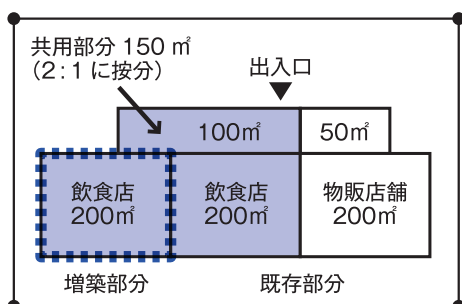
別表9の整備項目適用の判定規模 200㎡ → 別表9の整備項目の適用なし

※ この場合、整備項目の適用がないことを確認するための事前協議は必要です。

パターンⅡ 1棟に複数の用途がある場合：飲食店の専有部分を増築する場合

指定施設は、専有部分の床面積（増築部分＋既存部分）と共用部分の床面積を按分して加えた床面積で対象規模を算定します。

規則別表9に掲げる整備項目を適用する規模の算定は、増築等部分の床面積で算定します。



飲食店

指定施設の判定規模 $400\text{㎡} + 100\text{㎡}$ (専有部分) (共用部分) → 事前協議の対象

別表9の整備項目適用の判定規模 200㎡ (増築部分のみ) → 別表9の整備項目の適用なし

※ この場合、整備項目の適用がないことを確認するための事前協議は必要です。

同一敷地内に、別棟で増築する場合の算定も同様です。事前協議の対象となる規模の判定には既存棟の床面積を含めて算定しますが、別表9の整備項目の適用にかかる規模の判定には、既存棟は含まず、増築棟の床面積で算定します。

8 適用除外の考え方

整備基準については、適用除外とすることができる規定があります。いずれも特殊な場合に限定されます。

(1) ただし書き・許可による適用除外

「整備基準の遵守（ただし書き）」

条例第26条

条例第26条では、一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準の遵守義務については、「（略）ただし、これらの整備基準を遵守する場合と同等以上に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用することができる場合又は一般都市施設の規模、構造、地形の状況等により、これらの整備基準を遵守することが困難であると市長が認める場合にあっては、この限りでない。」と規定しています。

「適用除外」

条例第24条

条例第24条では、建築物移動等円滑化基準の適用除外については、「（略）市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できると認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上、建築物の構造上、利用の目的上その他の理由によりやむを得ないと認めて許可した場合は、適用しない。」と規定しています。

なお、バリアフリー法で定められている規模の特別特定建築物（政令第5条、2,000㎡以上）については、バリアフリー法で定められた規定（政令の規定）を、本許可により適用除外とすることはできません。

(2) 類似の用途間における用途変更の適用除外

法附則第4条、政令附則第4条、条例附則第7項

バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例の附則において、建築物移動等円滑化基準に限り、既存建築物を類似の用途間で用途変更する場合は建築時の整備基準が適用されることが規定されています。

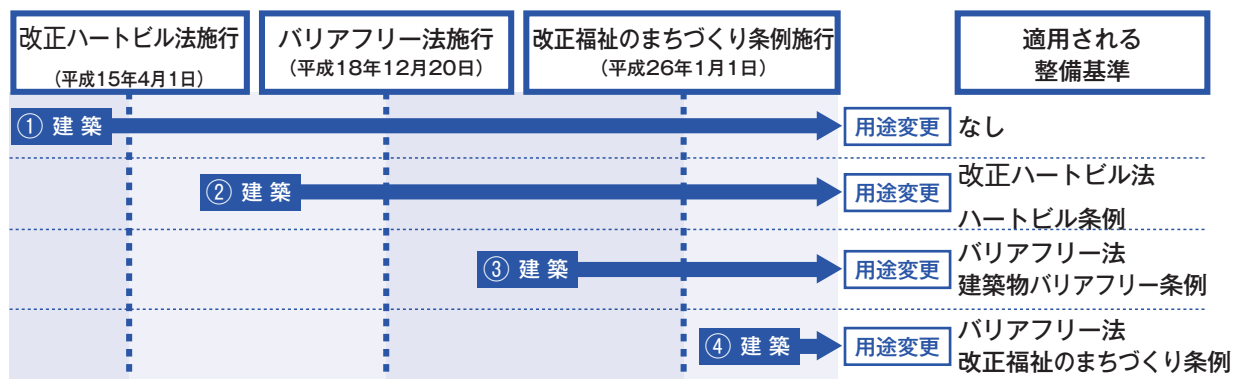
なお、類似の用途間とは、次の各号の中での用途変更となります。

- ① 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
- ② 劇場、映画館又は演芸場
- ③ 集会場又は公会堂
- ④ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ⑤ ホテル又は旅館
- ⑥ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- ⑦ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ⑧ 博物館、美術館又は図書館

既存建築物を類似の用途間で用途変更する場合、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例の附則に、法律又は条例の改正時期と建築物の建築等がされた時期との前後関係により、当該建築物に適用される基準が異なることが規定されています。

具体的には以下のとおりとなります。

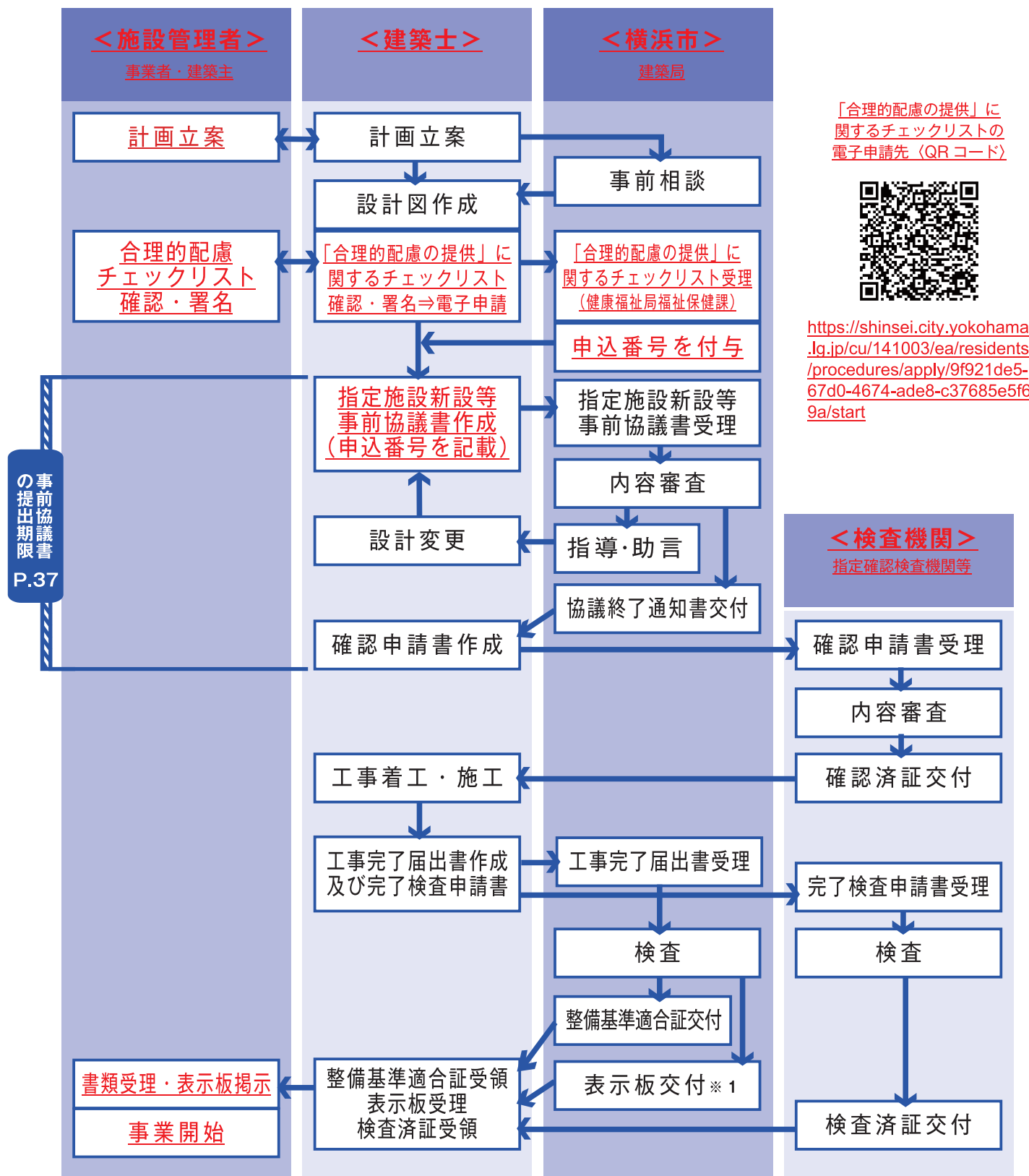
- ① 改正ハートビル法施行日(平成15年4月1日)より前に建築された場合
⇒ 整備基準は適用されません。
- ② 改正ハートビル法施行日後バリアフリー法施行日(平成18年12月20日)より前に建築された場合
⇒ 改正ハートビル法・ハートビル条例の規定が適用されます。
- ③ バリアフリー法施行日後改正福祉のまちづくり条例施行日(平成26年1月1日)より前に建築された場合
⇒ バリアフリー法・建築物バリアフリー条例の規定が適用されます。
- ④ 改正福祉のまちづくり条例施行日後に建築された場合
⇒ バリアフリー法・改正福祉のまちづくり条例の規定が適用されます。



(1) 手続きの流れ

条例第28条～32条

手続きの流れは、次の通りです。



(2) 各手続について

① 「合理的配慮の提供」に関するチェックリストについて

事前協議を実施する前に、「合理的配慮の提供に関するチェックリスト」を横浜市電子申請・届出システムから提出してください。

提出後、システムに表示される申込番号は、指定施設新設等（変更）事前協議書に転記が必要となります。チェックリストは、横浜市電子申請・届出システムまたは横浜市ホームページからダウンロードしてください。

なお変更協議の際は、不要です。

② 事前協議書等について

ア. 指定施設新設等（変更）事前協議書＜第1号様式＞

条例第28条第1項の規定に基づき、指定施設の新築・増築・改築・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替を行おうとする指定施設整備者は、事前協議が必要となります。次の期限までに事前協議書（第1号様式）を提出してください。

用途に供する部分の床面積の合計	事前協議書の提出期限
1,000 m ² 以上の指定施設 (建築確認が必要なものに限る)	建築確認申請をしようとする日の 40 日前
1,000 m ² 未満の指定施設 (建築確認が必要なものに限る)	建築確認申請をしようとする日の 30 日前
上記以外の指定施設	工事に着手しようとする日の 30 日前

※事前協議書の提出前に「事前相談」を必要に応じて行っていますので、横浜市役所協議担当課（以下、協議担当課）へお問い合わせをお願いします。特に、大規模施設（建設の構想から確認申請に至るまでの間が複数年を要するもの）にあっては、数回の事前相談を予定しています。

※条例第32条に規定する「表示板」の交付を受けようとする場合は、施行規則別表第11に定める「表示板交付基準」に適合する必要があります。

イ. 指導・助言、協議終了通知書の交付

指定施設新設等（変更）事前協議書について、整備基準に照らし合わせて内容の審査を行います。その過程で指導・助言を含め指定施設整備者と協議を行います。届出書ではなく協議書としたことは、条例第4条各項に規定した事業者の責務にあるとおり、横浜市と指定施設整備者との合意に基づき施設整備を進めることによります。

ウ. 建築基準法に基づく確認申請

バリアフリー法対象施設は、建築確認における審査対象となり、事前協議の有無に関わらず、建築確認申請において、「建築物移動等円滑化基準」の適合について審査します。なお、具体的な審査方法や申請に必要な図書などについては、建築確認申請の提出先にご確認ください。

③ 完了検査等について

ア. 工事完了届出書〈第3号様式〉

条例第29条の規定に基づき、指定施設整備者は、当該協議に係る工事を完了したときは、速やかに第3号様式により工事完了届出書を提出してください。

イ. 完了検査等

現地で完了検査を行う指定施設は次の施設です。

※工事完了届出書の提出前に、協議担当課へご連絡をお願いします。

○表示板交付予定施設

一般都市施設を含み、表示板交付基準に適合しているものを検査します。

○指定施設（新築又は増築等（増築・改築・用途変更）などを行った建築物うち、下記の用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m²以上の施設）

保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署／老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの／老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの／病院／診療所／助産所／学校／博物館、美術館又は図書館／集会所又は公会堂／銀行その他これに類するサービス店舗を営む店舗／理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗／クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス行を営む店舗／百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗／飲食店／劇場、観覧場、映画館又は演芸場／遊技場／キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの／公衆浴場／体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設／ホテル又は旅館／展示場／地下街

ウ. 建築基準法に基づく完了検査

バリアフリー法対象施設は、建築確認における検査対象となります。具体的な検査方法や検査申請に必要な図書などについては、完了検査申請先にご確認ください。

④ 適合証の交付

適合証とは、条例第31条の規定に基づき整備基準に適合していると認めることを証する証票（第4号及び第5号様式）です。

工事完了届出書の提出、完了検査の結果を踏まえ、指定施設が指定施設整備基準に適合していると認めるときは、指定施設整備基準適合証を交付します。

また、指定施設以外の一般都市施設を所有し、管理している場合、一般都市施設整備基準に適合させたときは、一般都市施設整備基準適合証を交付します。また、一般都市施設を指定施設整備基準に適合させたときは、指定施設整備基準適合証を交付します。

⑤ 表示板の交付

表示板とは、条例第32条の規定に基づき、表示板交付基準に適合している施設について交付するものです。

だれもが利用しやすい施設整備がなされているということが施設利用者にわかるように、規則に定められた形式の表示板を施設の見やすい箇所に掲示します。表示板の交付を受けたい場合には、車いす使用者等の利用にさらに配慮した表示板交付基準を遵守することになります。（表示板交付基準 P.183参照）

建築物等を計画・設計する際に配慮すべき利用者として以下のような方々があげられます。建築物の計画・設計に際しては、必要に応じてこのような利用者の意見を反映させることが望めます。また、このような利用者を介助する人の存在も考慮した計画を十分に検討してください。

次ページ以降、各々の障害の特性や留意事項についてまとめているので、計画・設計の際に参考としてください。

対 象 者			参 考 頁
(1) 高齢者			P40
(2) 認知症高齢者			P40- 1
身体障害者	肢体不自由	(3) 杖使用者	P41 ～ P42
		(4) 車いす使用者	P43 ～ P47
		(5) 上肢障害者	P48
	(6) 視覚障害者		P49 ～ P50
	(7) 聴覚障害者		P51
	(8) 内部障害者		P52
	(9) 高次脳機能障害者		
(10) 知的障害者			
(11) 精神障害者			
(12) 発達障害者			
(13) 乳幼児・妊産婦			P54

(1) 高齢者

特性

加齢に伴い、足腰等が弱くなり、動作がゆっくりになったり、長距離の歩行や階段等を利用することに困難が生じたりします。また、視力や聴力などの感覚機能の低下も伴うことがあります。このようなことから、情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等への即応や新しい機器類への順応が難しくなります。

留意事項

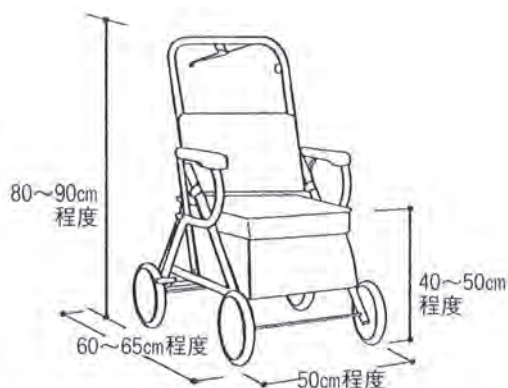
- 休憩できる場所や階段等への手すりの設置、安全に留意します。
- 情報提供機器類の操作性は単純に、音声と視覚による案内を持つ構造に留意します。
- わずかな段差もできないよう留意します。また床材は、滑りにくいものを使用しますが、滑りにくすぎてもつまずきの原因になることも考慮します。

シルバーカー

かごを備えたフレームの下に車輪が付き、かごの蓋が腰掛けとして利用できる歩行補助具です。屋外で使用し、腰掛けに使用する場合は駐車ブレーキ付きを選択します。折りたたみが可能なものと不可能なものがあります。前輪上げは難しく、段差を越えることはできない場合が多いため環境に対する配慮が必要です。

《出典》財団法人テクノエイド協会「福祉用具の選び方使い方情報」

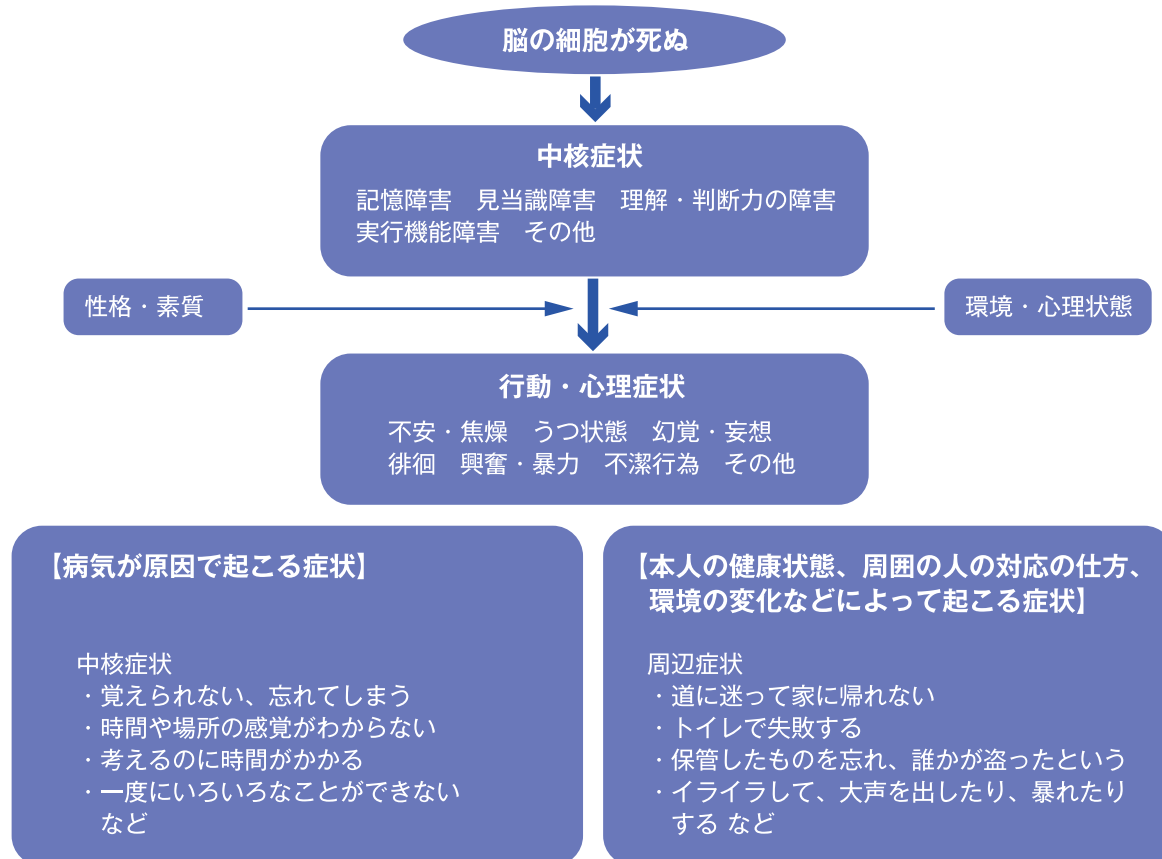
コラム



(2) 認知症高齢者

特性

認知症は、誰もがなり得る脳の病気です。認知症とは、色々な原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態を指します。加齢とともに発生する割合が増加しますが、65才未満の方が発症することもあります。



留意事項

- 建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置を分かりやすくします。
- 不必要な情報をなくし、情報量を減らすなどの工夫とともに、人的サポート等のソフト面での対応が必要です。
- 建物の案内や表示において、端的な言葉やピクトグラム、矢印などのサインや色分けを活用するなどの工夫が必要です。
- 安全な環境づくり（強化ガラス、飛散防止フィルム、施錠の工夫、防音の工夫等）が求められます。
- リラックスできる環境づくりが求められます。また休憩できる場所を設けるよう留意します。

(3) 杖使用者

特性

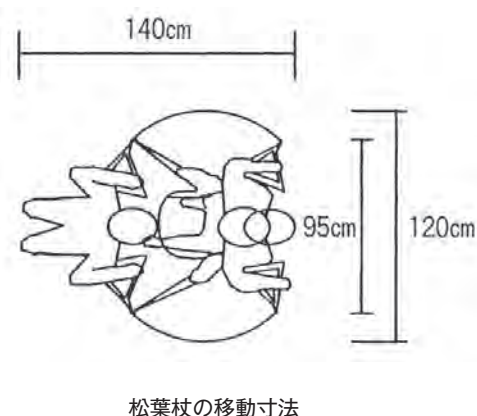
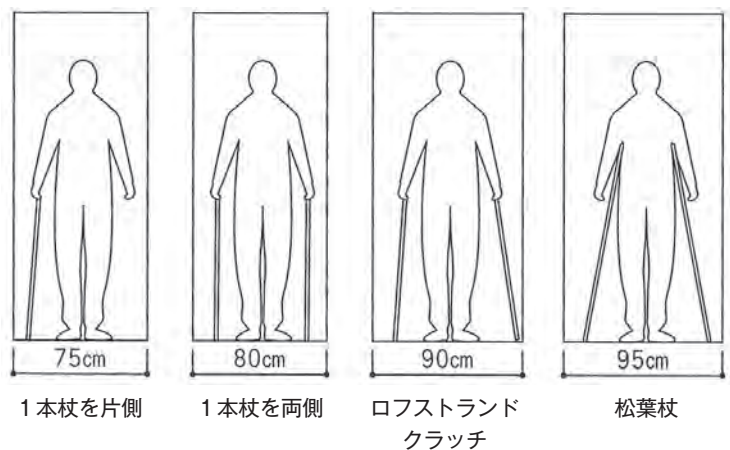
歩行が不安定な人や階段を上り下りすることが難しい人がいます。杖は、歩行が困難な人の歩行能力を改善するための福祉用具です。歩行時のバランスの調整や歩行パターンの矯正、スピードや持続力の改善を目的としています。

留意事項

- 杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに留意します。
- 杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に留意します。
- わずかな段の乗り越えが困難であり、つまずきやすいので不要な段差は設けないよう留意します。
- 平たんな路面でも、つまずきやすいので路面仕上げなどに留意します。
- 休憩できる場所を設けるよう留意します。
- いすから立ち上がる時のために、座面の下に足を引くスペースや肘掛けを設けるよう留意します。

動作寸法

杖使用者の通路幅員の目安（杖使用時に要する幅）



コラム

杖使用者の介助方法

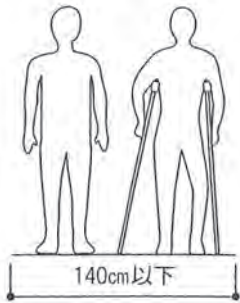
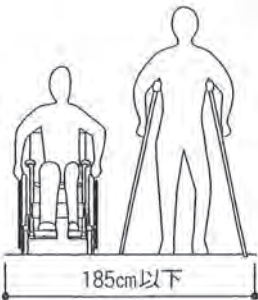
片マヒがある人の歩行介助は、対象者の杖を持っていない側（マヒしている側）に立ちます。対象者の歩行が不安定な場合は介助ベルトを使用したり、ズボンをしっかり持ちます。

階段での介助方法は、対象者がバランスを崩しても支えられるように、介助者は対象者の1段下に立ちます（昇りも降りも同様）。



動作寸法

杖使用者のすれ違い寸法

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		松葉杖使用者と歩行者の すれ違い寸法 : 140cm	○松葉杖使用時に要する幅 (95cm) に人の歩行に要する幅 (45cm) を加えたものです。
②		松葉杖使用者と車いす使用 者のすれ違い寸法 : 185cm	○松葉杖使用時に要する幅 (95cm) に車いす使用者が出入口等を通行 しやすい幅 (90cm) を加えたも の です。

杖の種類

杖はその用途により様々な種類に分けられます。杖の長さは使用者の歩行能力と体格に合わせて調整します。

T字型杖

虚弱高齢者や慢性関節リウマチ者も使いますが、脳血管障害による片マヒ者に多く使われます。プッシュボタン式により、障害の程度やそのときの身体機能の状態によって杖の長さを変えることができるものもあります。

多脚型杖
(多点杖)

脳血管障害による片マヒ者に多く使われます。杖先が3脚から5脚に分かれ、支持面積が広く安定しているため、杖に体重を十分に負荷して足を運ぶことができます。

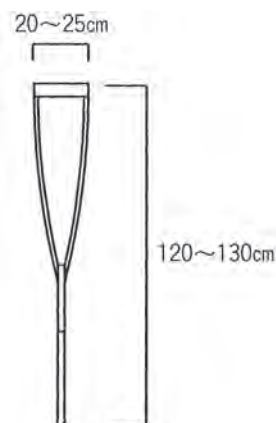
前腕固定型杖
(ロフトストランドクラッチ)

下肢の骨折、片足切断、対マヒ、股関節症、膝関節症などによる障害者に使われます。支柱に握り（グリップ）部分と、上部に前腕で支持するためのカフ部分があります。前腕で支持する構造であるため握力の弱い方を補ったり、杖による支持性を与えています。



松葉杖

腋当てが付き、腋を締めることと手で体重を支えることができる杖です。



(4) 車いす使用者

特性

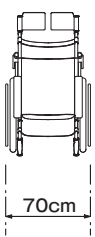
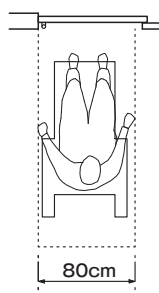
下肢または四肢にマヒがあり、車いすを使用しています。段差や急な斜面は、自力で上がり下りできない場合や高いところや低いところにあるものを取り出したり、操作することに困ることがあります。

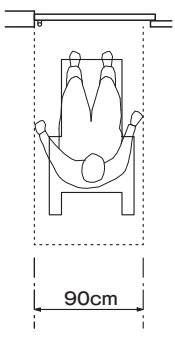
また車いすは、大きく分けて手動車いすと電動車いすがあります。手動車いすは自ら駆動、操作する自走用と介助者が操作する介助用に分かります。電動車いすも同様に自操用と介助用に分かります。ここでは手動車いすと電動車いすともに自ら駆動、操作することを前提とします。

留意事項

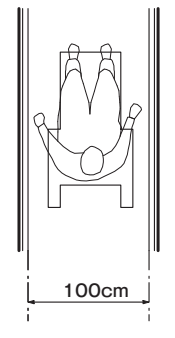
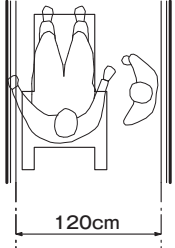
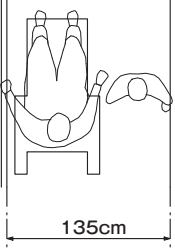
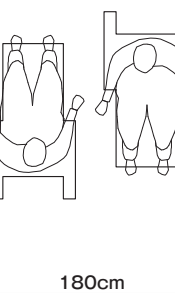
- 床面に段差があると乗り越えることができません。
- 床面は移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに留意します。
- 車いすから便座への移乗など、乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや、乗り移る側の設備の高さに留意します。
- 棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意します。
- 電動車いすの場合は、上記に加え、特に電動車いすの高さ、スペースに配慮します。また、車いすをコントロールするレバーやボタンなどの操作ボックスがあるので、ドアの取っ手などの突起物がぶつからないよう配慮します。
- ハンドル形電動車いすの動作寸法や出入口等や通路等に必要幅は、電動車いす（自操用標準形）よりも大きくなります。

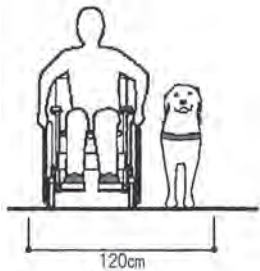
動作寸法

出入口等		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		車いすの全幅 ：70cm	○ 手動車いすの全幅は JIS 規格（JIS T 9201）で最大値を 70cm としています。 ○ 電動車いすの全幅はハンドル形も含め、JIS 規格（JIS T 9203）で最大値を 70cm としています。 ○ ハンドル形電動車いすの全幅は、JIS 規格（JIS T 9208）で最大値を 70cm としています。
②		車いす使用者が通過することができる最小幅 ：80cm	○ 手動車いすの車輪の外側に取り付けられているハンドリムを手で回転させる動作に必要な幅（＝両肘幅 10cm）を手動車いすの全幅（70cm）に加えたものです。 ○ 手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。 ○ 電動車いすも、全幅（70cm）に余裕幅（10cm）を加えた幅が必要です。

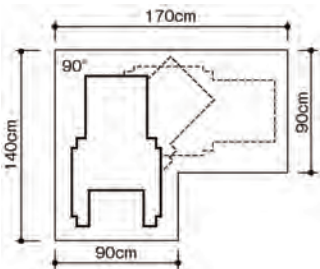
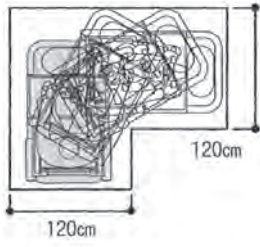
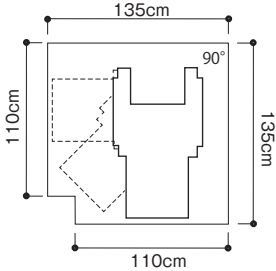
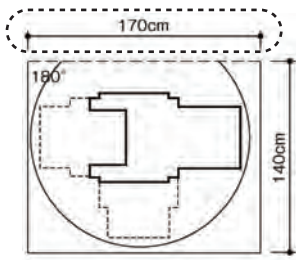
③		車いす使用者が出入口等を通しやすいつ幅 ：90cm	○車いす使用者が出入口等を通することができる最小幅（80cm）に移動の際の余裕幅（10cm）を加えたものです。 ○手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。
---	---	--------------------------------------	---

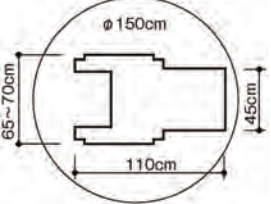
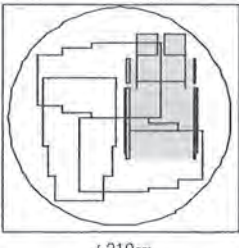
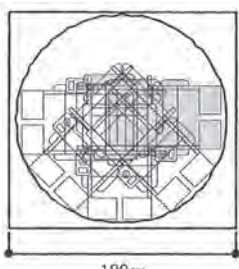
通路等

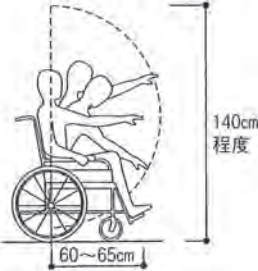
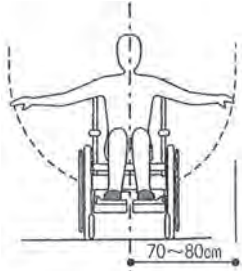
		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		車いす使用者が傾斜路を通することができる幅 ：100cm	○傾斜路では、スピードを調節するため余裕幅が大きくなり、そのための余裕幅（10cm）を車いす使用者が出入口等を通しやすいつ幅（90cm）に加えたものです。 ○手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。 ○手動車いすの場合、傾斜路では勾配がきつい場合や、距離が長い場合などは負担が大きくなります。
②		車いす使用者が通路等を通しやすいつ幅（車いす使用者と横向きの人がすれ違うことができる幅） ：120cm	○車いす使用者が出入口等を通しやすいつ幅（90cm）に横向きの人が通れる幅を加えたものです。 ○手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。
③		車いす使用者が歩行者と対面で最低限すれ違うことができる幅 ：135cm	○車いす使用者が出入口等を通しやすいつ幅（90cm）に人の歩行に要する幅（45cm）を加えたものです。 ○手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。
④		車いす使用者同士が対面ですれ違うことができる幅 ：180cm	○車いす使用者が出入口等を通しやすいつ幅（90cm）を2倍にしたものです。 ○手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。

(参考) 介助犬使用者		介助犬使用者が通路等を通行しやすい幅 ：120cm	○手動車いすの全幅（70cm）に介助犬の幅（40cm）と余裕幅（10cm）を加えたものです。
----------------	---	--------------------------------------	---

方向転換（転回）

	動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		○車いす使用者が直角に曲がるために要する最小スペースです。 ○車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
②		○ハンドル形電動車いす使用者が直角に曲がるために要する最小スペースです。 ○車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
③		○車いす使用者が 90 度方向転換するために要する最小スペースです。 ○車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
④		○手動車いす使用者が 180 度方向転換（転回）するために要する最小スペースです。 ○車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。

⑤		手動車いす使用者が 360 度方向転換(回転)することができる最小寸法 : 150cm	○手動車いす使用者が 360 度方向転換(回転)するために要する最小スペースです。 ○車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
⑥		手動車いす使用者が片側の車輪を中心に 360 度方向転換(回転)することができる最小寸法 : 210 cm	○片マヒにより片手片足で操作する車いす使用者が、360 度方向転換(回転)するために要する最小スペースです。
⑦		電動車いす使用者が 360 度方向転換(回転)することができる最小寸法 : 180 cm	○電動車いす使用者が 360 度方向転換(回転)するために要する最小スペースです。 ○車いすは、床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
⑧		ハンドル形電動車いすが 360 度方向転換(回転)することができる最小寸法 : 不特定	○実際に市販されている一般的なハンドル形電動車いすは機種により必要とする幅が異なります。

手の届く範囲		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		車いすに乗ったまま前方に手が届く範囲 : 60 ~ 65 cm 車いすに乗ったまま上方に手が届く範囲 : 140 cm 程度	○物をつかむ動作では到達範囲がさらに短くなります。 ○座位で移動するので視点が低く、また、手の届く範囲が限られているため、設備機器や案内表示などの高さに留意します。 ○扉などを押したり、手前に引いたりする行為には困難が伴います。
②		車いすに乗ったまま側方に手が届く範囲 : 70 ~ 80 cm	○物をつかむ動作では到達範囲がさらに短くなります。 ○座位で移動するので視点が低く、また、手の届く範囲が限られているため、設備機器や案内表示などの高さに留意します。 ○扉などを押したり、手前に引いたりする行為には困難が伴います。

※年齢や障害部位等により動作寸法は変わります。

コラム

様々な車いす

自走用標準形車いす



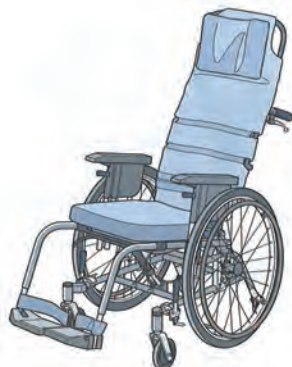
折りたたみ式で大車輪が後方にあります。後輪に自走用のハンドリムがついています。JIS T9201-2016に規定されています。

介助用標準形車いす



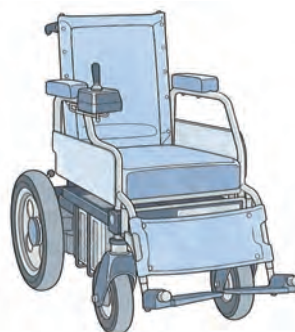
介助による操作と狭い場所での取り回しに配慮しているため、駆動用のハンドリムがなく、一般的に後輪が12～18インチとコンパクトな車いすです。

リクライニング式車いす



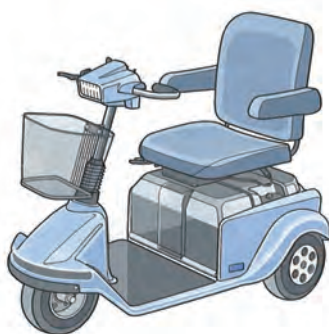
座位変換形車いすの一種。自走または介助用車いすに、背もたれが後方へ傾斜したり、レッグサポートが挙上するなどの機能を備えた車いすです。

標準形電動車いす



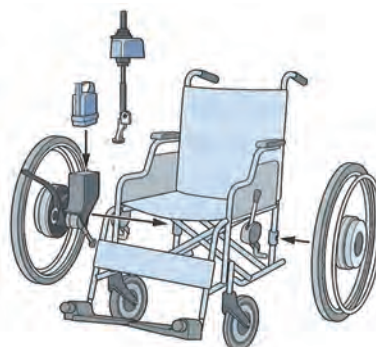
フレームにバッテリーと電動モーターを搭載した車いすで、ジョイスティックレバーで操作する標準形電動車いすです。自走用に比べると重量も重く回転半径も大きいです。

ハンドル形電動車いす（電動三輪・四輪車いす）



前輪に連動したハンドルとアクセルレバーで操作するハンドル形電動車いすです。手動の車いす操作の耐久性がない人が効率的かつ安全に移動するために利用しています。

簡易形電動車いす



手動車いすに電動ユニットを取り付ける簡易形電動車いすです。電動力行走・手動力行走を切り替え可能な切替式と、駆動力を電動力で補助することが可能なアシスト式があります。

【参考文献】JIS(日本産業標準調査会)、福祉住環境コーディネーターテキスト、補装具と日常生活用品(厚生労働省)

(5) 上肢障害者

特性

腕・手・指などの上肢の機能が十分ではなく、ドアや扉の開閉、水道の蛇口の操作など力が必要な動作が苦手です。

留意事項

- 少ない力で開閉が可能になる軽いドアなど開閉操作のしやすさに留意します。
- 水栓金具やドアノブなどは握らなくてもすむように自動式、レバー式または棒状の取っ手にするなど形状に留意します。（ドアノブの例：P77参照）
- 棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意します。
- スイッチ類は押しやすいような大きさや形状などに留意します。

コラム

上肢障害者の特徴

関節リウマチ等で指の関節に炎症をおこしていたり、あるいはレバーなどを握る力が弱い人の場合には、水栓金具や扉の取っ手の操作が困難な場合があります。手指に機能低下がある人の場合には、自動式が最も望ましいです。取っ手を設ける場合には、レバーハンドルの方が手首全体で操作ができるため、関節の動作の負担を最小限にすることができます。



(6) 視覚障害者

特性

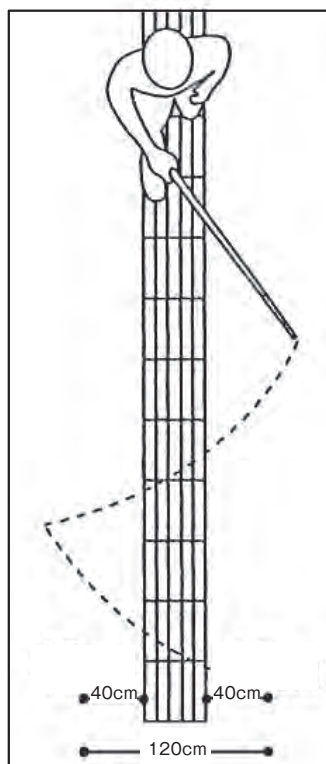
視覚障害者というと全盲者と思いがちですが、残存視力のある人（ロービジョン・視野障害等）の方も多くみられます。視覚障害者に対する建築計画は、全盲の方に対応するばかりではなく、残存視力のある人にも十分配慮する必要があります。

留意事項

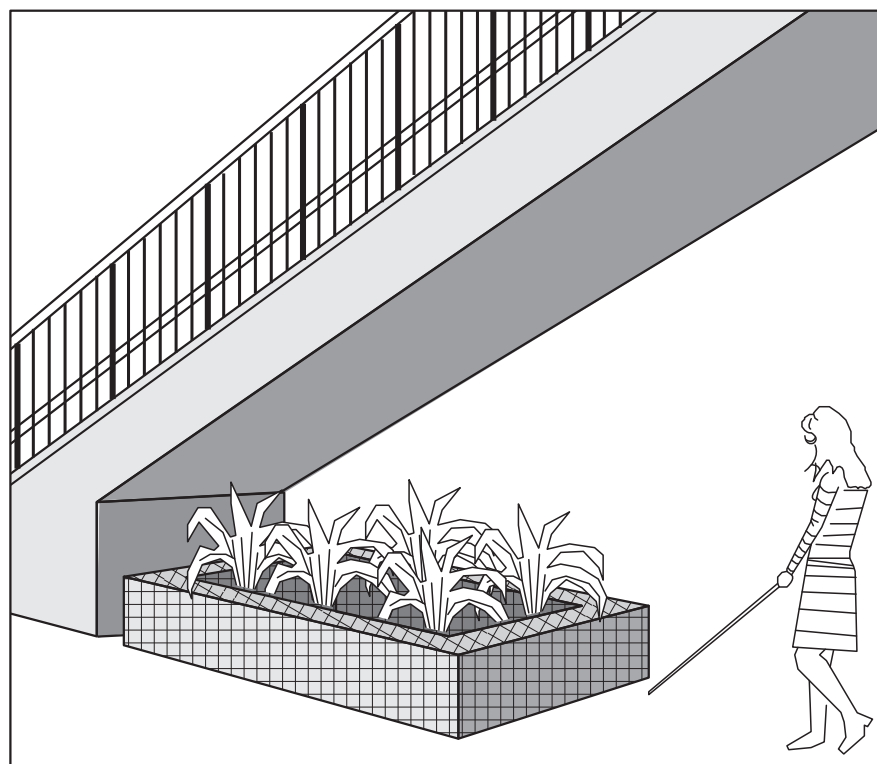
- 全盲者は、視覚以外から得られる情報を活用して目的の場所に移動します。最も有効な情報提供手段は人による案内です。その施設の案内所などまでは、音声案内装置や視覚障害者誘導用ブロック等の聴覚と触覚を利用した誘導設備を確保します。
- 人がいる案内所がない場合や、再訪時等に一人で移動できるように、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、部屋の入口などに、音声案内装置、点字、浮き出し文字などによる情報提供が必要です。
- 白杖と靴底の感覚によって移動するため、床面の状態は把握できますが、壁面からの突出物等はほとんど把握できないため、階段裏へのもぐり込みや突出看板などの高さや構造に留意します。
- 残存視力のある人に配慮して、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに留意します。色の組み合わせ等は、色覚障害者にも配慮したものとします。
- 標識等は、高い位置だけでなく目の高さなど弱視者が見やすい位置にも設置します。
- 照明は逆光又は反射グレアが生じないようにします。
※グレアとは必要な照度が維持されていても、周囲との輝度比で見えにくくなる現象のことです。
- 事前の情報提供手段として、施設のwebサイトをJIS X8341-3に準拠し、高齢者や障害者にも利用しやすいようアクセシビリティを確保することも重要です。
- 施設案内を音訳・点訳して提供することも施設の利用しやすさにつながります。

動作寸法

白杖使用者の歩行幅員
(線状ブロック付き)



階段裏へのもぐり込みや壁面からの突起物などに留意します



※視覚障害者誘導用ブロックの側方を歩く場合もあります。

※線状ブロックは、壁面沿いに、壁から50～60cm離して敷設します。

白杖について

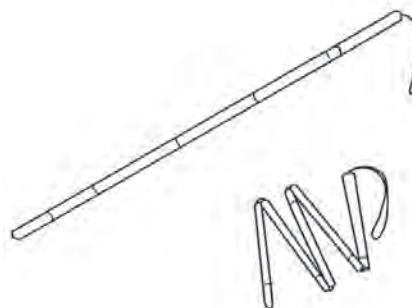
白い杖（白杖）は、世界中で使用されており、前方の状況などを確認するために使うとともに、周囲の人に見えないことを知らせるためにも使います。なお、身体障害者手帳に該当する視力障害者（視野障害者も含む）の携帯義務となっています。

主体はグラスファイバー、木材、軽金属などのものがあり、白色もしくは黄色の塗装もしくは加工がされています。先端の石突は耐摩耗性合成樹脂もしくは高力アルミニウム合金製です。光材やフラッシュライトなどの夜光装置、ベル、ゴムグリップなどの付属品があります。

盲人安全杖 普通用



盲人安全杖 携帯用

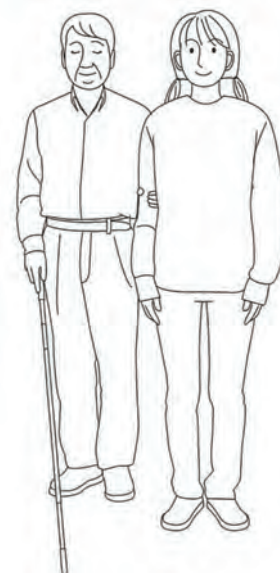


《出典》財団法人テクノエイド協会『補装具・日常生活用具給付等ガイドブック』

視覚障害者の一般的な誘導方法

〈誘導の基本姿勢〉

同じ方向を向き、白杖をついていない側、または盲導犬を連れていない側に立ちます。身長差に応じて、肘または肩などをつかんでもらい、常に二人分の幅を確保しながら一歩先を歩きます。階段等の段差も同様です。ただし、個人差があるため、どのように誘導すればよいかは、本人に確認してください。



(7) 聴覚障害者

特性

耳が聞こえない、または聞こえにくい障害です。音声言語によるコミュニケーションが難しいため、情報の送受に支障をきたし、情報が不足しがちです。特に緊急時の情報不足は大きな問題です。

聴力損失の程度や失聴の時期、教育環境などの違いによって、手話や筆談などコミュニケーション手段が異なります。

留意事項

- 外見から身体的に障害がどこにあるか分かりにくいので、困っている状況が周囲の人に伝わりにくいです。
- 視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせ連続的に整備するよう留意します。
- 緊急時等では、視覚によるほか振動などにより当事者へ伝達できるよう留意します。
- 視覚による設備機器類のほか、情報伝達をより正確に行えるよう筆談やUDトークなどを用意します。
- 足音が聞こえないため、出会い頭に人と衝突することがあります。このため階段の踊場など死角が生じる場所には鏡を設けます。

(視覚情報設備の例)

- 文字情報
電光掲示板（呼び出し窓口などに設置）
ソフト面での対応（人的な対応や筆談できる備品等の整備）
- 光による告知
照明器具の点滅（出入口のドアのノックの振動やインターホンの音などをセンサーなどで受信し、照明器具の点滅等で知らせる）
- 振動による告知
振動機の設置・携帯（音声情報をセンターで受信し、振動機を作動させる）
- 整備の工夫
音声情報を視覚・光・振動に転換する方法は、建築物に組み込んだ建築設備によるものと、備品等で対応する方法がある。施設の利用形態により、十分な検討が必要。

コラム

聴覚障害者のためのマーク



聞こえが不自由なことを表すとともに、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会



ろう者等から提示する場合は「手話で対応をお願いします」、窓口などで提示する場合は「手話で対応します」という意味を伝えるマークです。

一般財団法人全日本ろうあ連盟



筆談を必要としている人が提示する場合は、「筆談で対応をお願いします」、窓口等で提示する場合は「筆談で対応します」という意味をお伝えするマークです。

一般財団法人全日本ろうあ連盟

(8) 内部障害者

特性

内部障害者とは、疾病などによって、心臓や腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸等の機能に障害があり、日常生活活動が制限されている状態です。

内部障害者の代表的な例としては、心臓ペースメーカー装着、人工肛門装着、人工呼吸器装着などがあります。

留意事項

- 内部障害者の多くは、外見が健常者と変わりなく見えるため、理解を得にくいのが特徴です。
- トイレにオストメイトに配慮した設備が必要です。（P.112参照）
- 疲れやすい人が多いため、休憩できる場所や階段等への手すりの設置、安全に留意します。

コラム

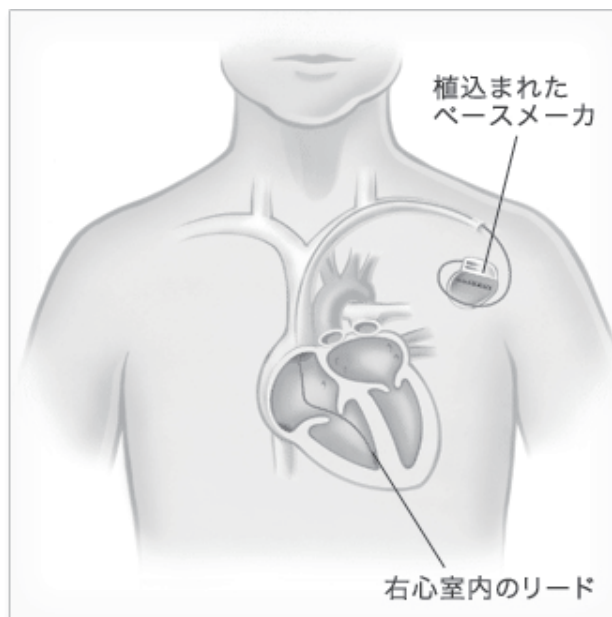
ペースメーカー

心臓ペースメーカーとは、心筋に電気刺激を与え必要な心収縮を発生させる医療機器です。このペースメーカーに対して、携帯電話（PHS 及びコードレス電話を含む）を使用する場合の影響について、総務省から平成 30 年にガイドラインが示されています。これによると「ペースメーカー装着者は携帯電話使用及び携行に当たっては、心臓ペースメーカーの装着部から 15cm 程度以上離すこと」となっています。

このようなことから、現在、電車やバスの中で内部障害者への配慮として、混雑時には優先席での携帯電話の使用を禁止しています。しかしこの問題に関しては、平成 25 年 5 月に総務省から調査結果が出され、最近の携帯電話は、技術の進捗により電磁波が微弱で、ペースメーカーの動作に影響が無いことが発表されています。この 15cm の問題は、基本的にマナーの問題として、ペースメーカー装着者に安心感を与えるものとして考えられます。

一方、ペースメーカーに対しては、IH 炊飯器や IH 調理器、自動車のスマートキーシステムについては影響が大きく、車外から車の鍵を解除する時に注意を払わなくてはなりません。例えば、車の側にいる人が内部障害者かも知れず、スマートキーの電磁波を人と車に向けて、開錠することは危険です。

ペースメーカーを装着している人は、様々な電磁波が固定的に発生するところには、注意を払って生活していますが、移動可能な電磁波装置には対応が難しく、パーソナル無線やトランシーバーさらにスマートキーなどの使用には注意を払う必要があります。



植込まれた状態のシングルチャンバースペースメーカーシステム

《出典》Boston Scientific Corporation

(9) 高次脳機能障害者

特性

高次機能障害とは脳出血、脳梗塞などの病気や、事故による頭部外傷などによって、脳に損傷を受けたときの後遺症の一つです。主な症状として注意障害、記憶障害、情報処理速度の低下、自己意識性の低下、遂行機能障害、易疲労、社会的行動障害があり、いくつかの症状が影響しあうことがあります。

(10) 知的障害者

特性

生まれる前の要因や生後の発達時期において何らかの障害が生じたことによるもの、遺伝性によるもの、また原因不明のものなど、様々な原因で、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさがある人です。

(11) 精神障害者

特性

統合失調症、双極性障害、うつ病等の様々な精神疾患により日常生活や社会の生活のしづらさを抱えています。病気の症状に対する社会的な誤解や偏見がさらに本人を追い込みストレスとなり、回復を遅らせる原因となります。

(12) 発達障害者

特性

発達障害は、自閉症スペクトラム障害（ASD）、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）など脳機能の発達に関係する障害です。

これらは生まれつき脳の一部の機能に障害があるという点が共通していますが、複数の障害が重なって現れることもあります。また障害の程度や年齢（発達段階）、生活環境などによっても症状は違ってきます。

(9)～(12) 共通留意事項

- 建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置を分かりやすくします。
- 不必要な情報をなくし、情報量を減らすなどの工夫とともに、人的サポート等のソフト面での対応が必要です。
- 言葉よりも視覚的な方法を使った方がわかりやすいことがあるため、建物の案内や表示においてピクトグラム、矢印などのサインや色分けを活用するなどの工夫が必要です。
- 安全な環境づくり（強化ガラス、飛散防止フィルム、施錠の工夫、防音の工夫など）が求められます。
- リラックスできる環境づくりが求められます。また休憩できる場所を設けるよう留意します。
- 突然大きな音が出るような構造は、その旨を記載するなど、事前に情報提供できるよう留意します。

(13) 乳幼児・妊産婦

特性

幼児に関しては、身長などの人体寸法に配慮し、視線の高さ・到達範囲・器具の大きさなどに留意します。また、環境の変化への即座な対応が困難なので突起物などを設けないよう十分配慮します。そのほか、危険物などに対する判断ができないので、それらを回避する工夫などが必要です。

乳児を連れた保護者は、おんぶやだっこまたはベビーカーを押しながら移動するため、多くの困難を伴います。またおむつ替えや更衣のためのベビーベッド、授乳室等が必要となります。また、妊産婦への配慮として、衝突物の回避、休憩スペースなどが求められます。

留意事項

- 床面は、ベビーカーなどに配慮し、平たんな仕上げに留意します。
- 乳幼児は安全に対する認識ができずに動き回るため、不用意な突起物、段などを設けないよう留意します。

コラム

ベビーカー

ベビーカーには、生後1か月頃から使える「A型」と、生後7か月頃から使える「B型」があります。この「A型・B型」という定義は、一般社団法人製品安全協会がベビーカーの認定基準の中で分類しているもので、基準に合格した製品にはSGマークが付いています。

また、新生児用チャイルドシートと組合わせて使える、トラベルシステム（SG対象外）もあります。

A型(両対面式)



生後1か月頃から、寝かして使えるベビーカーです。居住性を重視した広いシートや快適性を追求した衝撃吸収構造など、赤ちゃんの乗り心地に配慮した製品が多いのが特徴です。

B型(背面式)



腰がすわった生後7か月頃から使えるベビーカーです。A型に比べると、軽くて小さく折りたたむので、持ち運びが楽なのと、狭い場所に収納できるのが特徴です。

トラベルシステム



シーンや成長に合わせて、いくつかの使い方ができます。車でかけても、ベビーシートを外すだけで、眠っている赤ちゃんをそのままベビーカーに移動できます。

《出典》コンビ株式会社

すべての人に使いやすい建物を目指して ～設計段階での障害のある当事者等の参加

建築物のバリアフリー化においては、バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準や福祉のまちづくり条例の指定施設整備基準を遵守することが必要であると同時に、設計段階から高齢者・障害者等の利用者から意見を聴取し、計画や設計に参加してもらうことも重要です。

○障害のある当事者等の参加事例

1 意見交換会の概要

ある公共施設の建替えにあたり、利用者がより使いやすい施設を建設するため実施しました。

実際に施設を利用している人に、日頃から接点のある施設の運営者から参加を依頼しました。参加者は、地域の高齢者、障害当事者（視覚、聴覚、肢体、知的、中途）、親の会、障害当事者が通っている施設のスタッフ、子育て世代の団体の代表者です。意見交換会には、施主、設計者、施工担当者等が出席しました。

《第1回》施設の構造そのものに影響の及ぶ内容についての意見交換会

- ・ 工事の概要を説明後、「階段・エレベーター」、「スロープ・歩きやすさ」、「トイレ・授乳室」、「案内サイン」等のテーマに分けて、意見交換を行った。
- ・ 意見交換の参考に、従前の施設の状況・課題や類似施設の取組状況の説明をした。
- ・ 意見交換会に参加できなかった人には、アンケートを配布し意見を募った。

《第2回》案内サインについての意見交換会

- ・ 第1回意見交換会後にいただいた意見を参考に作成した、案内サインの案について意見交換を実施した。
- ・ 案内サインを原寸大に印刷して表示し、実際に掲示されたときのイメージをしてもらい、文字の大きさやデザイン、色等について、意見交換を行った。

2 意見交換会の結果

対応できる意見は反映し、対応できない意見も含め、意見交換会の参加者に結果を報告する機会を設けました。その他、意見交換会の概要と意見の反映状況について施設のホームページに掲載をしました。

●意見交換会でもらった意見で反映された例●

- 例1) トイレが狭い。ベビーカーごと入れて、子ども二人が入っても余裕のある広さがほしい。
- 一般トイレ内に広めの便房を配置しました。奥行きに余裕をもって設計されています。(写真左)
- 例2) 異性介助に配慮し、男女共用トイレがあるとよい。大人用のおむつ交換ベッドがほしい。
- 多機能トイレを男女共用が可能な配置にしました。また、トイレ内に大きめシートを設置しました。なお、この施設の全ての多機能トイレに大きめシートを設置しています。(写真右)



障害のある当事者をはじめとした、様々な利用者の異なるニーズに対応することの難しさもありますが、この事例では対応できなかった意見について、理由も含め事前に当事者へ説明をすることができました。

施設のしゅん工後は施設の構造を大きく変えることは難しく、さらに追加の整備のための予算が見つからないことが多いため、改善すべき箇所が見つかったとしても、すぐさま改修工事を行うことは難しい場合があります。障害のある当事者等の声を建築主・施設管理者等が聞いて設計の方針を固めていくことは、そういった費用の面はもちろん、利用しやすい施設を整備するうえでメリットが多い取組です。

